

平成26年第3回奥多摩町議会定例会 会議録

1 平成26年9月9日午前10時00分、第3回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

| | | | | | |
|------|--------|------|--------|------|--------|
| 第1番 | 石田 芳英君 | 第2番 | 宮野 亨君 | 第3番 | 高橋 邦男君 |
| 第4番 | 原島 幸次君 | 第5番 | 杉村 良一君 | 第6番 | 村木 征一君 |
| 第7番 | 師岡 伸公君 | 第8番 | 酒井 正利君 | 第9番 | 須崎 眞君 |
| 第10番 | 竹内 和男君 | 第11番 | 清水 典子君 | 第12番 | 前田 悦男君 |

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 原島 肇君 議会係主任 徳王 龍介君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

| | | | |
|-----------|--------|-----------|--------|
| 町 長 | 河村 文夫君 | 副 町 長 | 加藤 一美君 |
| 教 育 長 | 栃元 誠君 | 企画財政課長 | 若菜 伸一君 |
| 企画財政課主幹 | 天野 成浩君 | 総 務 課 長 | 井上 永一君 |
| 住 民 課 長 | 宮田 昭治君 | 福祉保健課長 | 清水 信行君 |
| 観光産業課長 | 原島 滋隆君 | 地域整備課長 | 須崎 政博君 |
| 教 育 課 長 | 守屋 吉彦君 | 会 計 管 理 者 | 澤本 恒男君 |
| 病 院 事 務 長 | 河村 光春君 | | |

平成 26 年第 3 回奥多摩町議会定例会議事日程〔第 1 号〕

平成 26 年 9 月 9 日（火）

午前 10 時 00 分開会・開議

会 期 平成 26 年 9 月 9 日～9 月 19 日（11 日間）

| 日程 | 議案番号 | 議 案 名 | 結 果 |
|----|----------|---|-----------|
| 1 | ―― | 議長定例町議会開会・開議宣告 | ―― |
| 2 | ―― | 会議録署名議員の指名 9 番 須 崎 眞 議員 10 番 竹 内 和 男 議員 | |
| 3 | ―― | 会期の決定について | 決 定 |
| 4 | ―― | 議会関係諸報告 | ―― |
| 5 | ―― | 町長あいさつ | ―― |
| 6 | 議案第 68 号 | 奥多摩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 | 原案可決 |
| 7 | 議案第 69 号 | 奥多摩町学童保育会の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 8 | 議案第 70 号 | 奥多摩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 | 原案可決 |
| 9 | 議案第 71 号 | 奥多摩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 | 原案可決 |
| 10 | 議案第 72 号 | 奥多摩町保育の必要性の認定基準に関する条例 | 原案可決 |
| 11 | 認定第 1 号 | 平成 25 年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定について | 決算特別委員会付託 |
| 12 | 認定第 2 号 | 平成 25 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 決算特別委員会付託 |
| 13 | 認定第 3 号 | 平成 25 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 決算特別委員会付託 |
| 14 | 認定第 4 号 | 平成 25 年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について | 決算特別委員会付託 |
| 15 | 認定第 5 号 | 平成 25 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について | 決算特別委員会付託 |

| | | | | |
|----|----------|--|-----------|-------------|
| 16 | 認定第 6 号 | 平成 25 年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について | 決算特別委員会付託 | |
| 17 | 認定第 7 号 | 平成 25 年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 決算特別委員会付託 | |
| 18 | 認定第 8 号 | 平成 25 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定について | 決算特別委員会付託 | |
| 19 | 報告第 2 号 | 平成 25 年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告について | --- | |
| 20 | 報告第 3 号 | 平成 25 年度決算における奥多摩町資金不足比率の報告について | --- | |
| 21 | 報告第 4 号 | 奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価（平成 25 年度分）の報告について | --- | |
| 22 | 議案第 73 号 | 鳩の巣荘備品購入契約について | 原案可決 | |
| 23 | 議案第 74 号 | 奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 32 請負契約について | 原案可決 | |
| 24 | 議案第 75 号 | 奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 33 請負契約について | 原案可決 | |
| 25 | 議案第 76 号 | 奥多摩町教育委員会委員の任命の同意を求めることについて | 原案同意 | |
| 26 | --- | 陳情書の受付について | 陳情第 1 号 | 経済厚生常任委員会付託 |
| | | | 陳情第 2 号 | 経済厚生常任委員会付託 |
| | | | 陳情第 3 号 | 総務文教常任委員会付託 |

(午後 2 時 43 分散会)

午前 10 時 00 分 開会・開議

○議長（前田 悦男君） これより、平成 26 年第 3 回奥多摩町議会定例会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。

日程第 2 会議録署名議員の指名を議題とします。

本件につきましては、会議規則第 122 条の規定により、議長において指名します。

本定例会の会議録署名議員に、

9 番 須崎 眞議員、

10 番 竹内 和男議員、

を指名します。

次に、日程第 3 会期の決定について、を議題とします。

本件につきましては、去る 9 月 2 日、議会運営委員会が開かれ、本定例会の運営について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、清水典子議員よりご報告願います。清水典子議員。

〔議会運営委員長 清水 典子君 登壇〕

○議会運営委員長（清水 典子君） 議会運営委員会の報告をいたします。

平成 26 年第 3 回奥多摩町議会定例会の運営について、去る 9 月 2 日、議会運営委員会を開会しましたので、その協議結果を報告します。

初めに、本定例会の会期であります。本日から 9 月 19 日までの 11 日間とすることに決定をいたしました。

次に、会期中の諸日程であります。配付してあります会議予定表をごらんください。まず、上程された議案は全 28 件であります。本日及び 9 月 11 日の 2 日間で審議を行います。なお、本定例会に対しての請願書及び陳情書の受付は 3 件と報告されましたので、9 月 11 日、本会議終了後、各常任委員会を開会し、審査をお願いします。

次に、一般質問であります。本会議 3 日目の 9 月 12 日に行います。通告者は 8 名で、通告順に行いますが、簡潔な質問、応答をされるよう、お願いいたします。

次に、9 月 16 日の本会議 4 日目ですが、各常任委員会に付託し審査が行われた請願、陳情についての採決を行います。また、同日の本会議終了後及び 17 日の 2 日間で、議長と議会選出監査員を除く、委員 10 名で構成する決算特別委員会を開会し、平成 25 年度の各会計の決算に関する審査を行い、17 日に採決を行います。

次に、9 月 19 日の本会議 5 日目は、本定例会の最終日であり、決算特別委員会に付託し審査が行われた平成 25 年度全 8 会計決算についての委員長報告及び採決を行います。

次に、本日の審議内容について申し上げます。配付してあります「提出案件及び上程別・採決別一覧表」をごらんください。

議案第 68 号の奥多摩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例と、議案第 69 号の奥多摩町学童保育会の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例は、議案第 68 号が新設条例となりますが、関連がありますので、一括上程の即決と決定しております。

議案第 70 号 奥多摩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、議案第 71 号 奥多摩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、及び議案第 72 号 奥多摩町保育の必要性の認定基準に関する条例は、それぞれ新設条例ではありますが、関連がありますので、一括上程の即決と決定しております。

次に、認定第 1 号から認定第 8 号までの 8 会計の、決算認定議案については、一括で上程され、会計管理者からの説明終了後に、報告第 2 号及び報告第 3 号として、平成 25 年度決算における健全化、判断比率、及び資金不足比率についての報告があります。

次に、滝島代表監査委員による、決算並びに健全化判断比率等の審査報告を行っていただきます。代表監査委員の審査報告終了後、認定第 1 号から認定第 8 号までについては、決算特別委員会に審査を付託することに決定しております。なお、暫時休憩をとり、正副委員長の互選も行われる予定となっております。

次に、報告第 4 号として、奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価についての報告があります。

次に、議案第 73 号の鳩の巣荘備品購入契約については、単独上程の即決。議案第 74 号及び議案第 75 号の奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 32 及びその 33 請負契約については、一括上程の即決と決定しております。この 3 議案については、企画財政課長が概要説明を行い、その後、担当課長が補足説明を行います。

次に、議案第 76 号の奥多摩町教育委員会委員の任命の同意を求めることについては、単独上程の即決とし、採決については無記名投票と決定しております。

本日の審議は、議案第 76 号をもって終了し、補正予算審議については、本年 6 月 3 日に開催された議員懇談会申し合わせにより、本会議で取り扱いとなりましたので、本会議 2 日目を 9 月 11 日に再開し、審議することと決定しております。

本会議 2 日目は、議案第 77 号から議案第 84 号までの、平成 26 年度の一般会計を初めとする、特別会計・事業会計補正予算の 8 議案について一括上程とし、採決についてはそれぞれ即決と決定しております。

次に、会期中に町長提出議案の追加案件、及び議員提出議案の地方財源の拡充に関する意見書が上程される予定です。この追加案件、議員提出議案については、議会最終日に議会運営委員会を開催し、取り扱いを審議の上、上程する予定です。

以上が、上程別・採決別取り扱いを含めた議会運営委員会の協議結果であります。

本定例会の運営が効率的かつ円滑に進行できますよう、議員各位並びに理事者のご協力をお願いし、議会運営委員会の委員長報告といたします。

○議長（前田 悦男君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は本日から9月19日までの11日間とし、議案の上程別及び採決別についても、あわせて委員長の報告のとおりと決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか、

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月19日までの11日間とすることに決定しました、

なお、この定例会の会議日程につきましては、配付してあります会議予定表のとおり進めたいと思います。ご協力よろしくお願いいたします。

また、本日の日程はお手元に配付のとおりであります。

次に、日程第4 議会関係諸報告であります。議会関係の諸報告及び監査委員の例月出納検査報告については、お手元に配付のとおりであります。

次に、閉会中に西秋川衛生組合議会臨時会が開かれておりますので、その概要を西秋川衛生組合議会議員、須崎 眞議員よりご報告願います。須崎 眞議員。

〔9番 須崎 眞君 登壇〕

○9番（須崎 眞君） おはようございます。平成26年第1回西秋川衛生組合議会臨時会の報告をいたします。

去る7月23日午後1時30分から西秋川衛生組合で開かれ、町からは、町長、杉村議員、原島議員、私、須崎と宮田住民課長が出席しました。

議会前に、西秋川衛生組合事務局長の交代がこの4月にあり、古山局長が就任した報告と、前任の小林局長は参与となり、秋川衛生組合と西秋川衛生組合統合の担当として就任した報告の後、議会が開催されました。

議長から、昨日の、入梅が明けたほか、議員各位の出席に御礼があり、全議員出席のもと、日程第1では、会議録署名議員に5番たばたあずみ議員、6番堀江武史議員の指名が行われ、日程第2 会期の決定では、本日1日限りと決定されました。

次に、日程第3 諸般の報告があり、事務局長から、7月16日、告示第2号で西秋川衛生組合議会臨時会の招集を通知し、議案第6号ほか2件の議案を上程している報告と、管理者から入梅明け、日ごろ忙しい中、平成26年第1回臨時会の開催に対して出席の御礼の挨拶と、3月には熱回収施設の完成式に出席御礼があり、この4月から順調に稼働しており、発電では、施設の電気の全部を賄うほか、余った電力は売電している。また、今年度は旧施設の解体工事と、平成27年度はリサイクルセンターの建設を予定している報告と、今議会では3件の議案を上程しているため、ご審議をお願いしたいとの挨拶がありました。

次に、日程第4 議案第6号について、西秋川衛生組合監査委員の選任について、管理者から西秋川衛生組合監査員、影山守彦委員は、平成26年8月10日をもって任期満了となるので、その後任者を選任する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める提案で、影山守彦委員は、税理士として活躍している中、あきる野市の監査委員も務めていただいているための報告の後、質疑、討論もなく、異議なく承認されました。

次に、第5 議案第7号 西秋川衛生組合職員の定数条例の一部を改正する条例の提案が管理者からあり、結核休養制度を廃止するため整備をする必要がある説明の後、事務局長から、組合例規集の281ページ、第2条第1項ただし書き、及び結核休養を削除し、附則として、この条例は公布の日から施行する報告の後、質疑、討論もなく、異議なく可決されました。

次に、日程第6 議案第8号 西秋川衛生組合職員一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案が管理者からあり、昇給基準の見直し、及び結核休養制度を廃止するため、規定を整備する必要がある説明の後、事務局長から、組合例規集381ページ、第4条及び第24条を改めるもので、国は55歳以上の昇給を停止する法律改正があったため、改定を行う。附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行する報告の後、質疑では、5番たばたあずみ議員から、組合の了解はいただいているのかと質問に、あきる野市に準じているため問題はないと考えていると答弁の後、質疑、討論もなく、異議なく可決されました。

以上で、平成26年第1回西秋川衛生組合議会臨時会の報告を終わります。

○議長（前田 悦男君） 以上で、西秋川衛生組合議会臨時会の報告は終わりました。

次に、閉会中に総務文教常任委員会及び経済厚生常任委員会が開かれておりますので、その概要を、まず、総務文教常任委員長、酒井正利議員よりご報告願います。酒井正利議員。

〔総務文教常任委員長 酒井 正利君 登壇〕

○総務文教常任委員長（酒井 正利君） 議会閉会中に開催した、総務文教常任委員会の委員長報告をいたします。

本委員会は、8月26日午前10時より、本委員会委員5名に経済厚生常任委員会委員の3名を加え、議員8名と議会事務局職員2名の随行のもと、食の安全をテーマに、株式会社福島屋代表取締役会長、福島 徹氏からの講義、及び自然栽培農家視察を行いました。

株式会社福島屋は、本店を羽村市に置くローカルスーパーの経営で、創業以来40年間、連続黒字経営を続け、現在では、昭島、立川を初め、品川区大崎、港区六本木に合わせて10事業所を構え、従業員約350人、年商50億円の優良企業であり、その根幹を支えるのは徹底的に食の安全を追求するスタイルであります。

当日は、まず、羽村市産業福祉センター電腦会議室にて、福島会長に講義をいただきました。自己紹介の中で、福島会長から、青梅市沢井の出身であり、母親の出身は平溝地区であると話があり、親近感を覚えたところであります。

講義では、福島屋では、体によい物、おいしい物を追求してお客様に販売している。旬にこだわった自然栽培の野菜や果物を全国から集めたコーナーもあります。素材を吟味して生産者さんとつくり上げたオリジナル商品もあります。窒素酸化物が酸化してできる硝酸態窒素による人体への影響が心配であることから、ヨーロッパより厳しい福島屋独自の硝酸態窒素含有量の基準を定め、定期的に検査を行い、基準をクリアした物しか売らないとのことであります。

化学肥料も有機肥料もたくさん施し過ぎると、植物は成長に必要な窒素をどんどん吸収して大きく育ちます。その結果、収穫されるころには、硝酸態窒素の含有量が多くなってしまうそうです。これが大量に人体に入ると、循環器障害をおこしたり、発がん性物質に変わる可能性があるなど、さまざまな問題が指摘されているそうです。また、硝酸態窒素が多い野菜は、傷みが早く味もよくないそうです。

奥多摩町には、ワサビ、コンニャク、ジャガイモなど、おいしい特産物があり、福島屋でも利用してみたいとのことでした。この出会いをきっかけに奥多摩町とのつき合いをしたいとお話もあり、福島会長の人脈に大いに期待を持ったところです。

講義終了後、福島屋総務部の高取氏の案内で、福島屋契約農家である、瑞穂町の井垣さんを訪問し、野菜づくりの畑を視察いたしました。井垣農園の井垣貴洋さん、美穂さんご夫婦は、2009年度から瑞穂町で新たに農業を始めた若いご夫婦で、農業経営基盤強化促進法に基づき農地を借りており、この法律に基づいて新しく農業に携わるケースは、多摩地

域で初めてだそうです。無農薬、無肥料の自然栽培で、個人宅配や、福島屋さんの自然栽培コーナーで販売をしています。

一般栽培のよい点は、交配種を用い、化学肥料または有機肥料を施し、農薬をまいて均一の大きさ、長さの野菜を大量に生産できることでもあります。悪い点は、雄性不稔による交配種、遺伝子組み換え植物など。人間は本来やるべきでないことをやっているのではないか、全ての植物を子孫がつかれない体にして、人間がそれを食べていくことで、世界中が大丈夫でしょうか。

また、化学肥料や有機肥料を多量に施すと、使われた肥料の残りがガス化して、そのときにできる物質が亜酸化窒素です。肥料をまいた農地から発生する亜酸化窒素ガスがオゾン層を壊している主たる原因であると、米国海洋大気局NOAAは2009年8月に発表しています。また、このガスは、二酸化炭素の310倍の温室効果を持っていることもわかりました。

農薬の使用により環境も悪くなり、地下水も汚染されています。

以上のことから、井垣農園の農薬はもちろん肥料も一切使わない自然栽培が、いかに地球規模で望まれているかです。少数の農家が自然栽培に取り組み始めていますが、一刻も早い復旧が望まれます。

今回の視察では、食の安全をいかに守るのか。学校給食に使用する食材の硝酸態窒素検査や残留農薬検査が必要ではないのか。奥多摩町の農業は、畑づくりから基準を設けて、低農薬、無農薬に近づけ、それを奥多摩の売りにできないかと考えさせられたところがあります。

研修会実施に当たり、関係者皆様のご協力に感謝申し上げますとともに、井垣農園ご夫婦とお子さん2人の事業の成功と活躍をお祈りし、総務文教常任委員会委員長報告といたします。

○議長（前田 悦男君） 以上で、総務文教常任委員会の報告は終わりました。

次に、経済厚生常任委員長、須崎 眞議員よりご報告願います。

〔経済厚生常任委員長 須崎 眞君 登壇〕

○経済厚生常任委員長（須崎 眞君） 議会閉会中に開催した、経済厚生常任委員会の委員長報告をいたします。

本委員会は9月2日午前11時より、本委員会委員6名及び議会事務局2名随行のもと、鳩の巣荘建設工事進捗状況について視察研修を実施しました。当日は、建設現場に現地集合し、建設現場事務所にて、町観光産業課より原島課長、坂村施設整備係長、施工業者で

の建設プロジェクトリーダーである佐久間建設の大平建築部長、指定管理者として事業運営を行う奥多摩総合開発の川久保管理部長、及び永井事業企画担当部長に出席をいただき、説明を受けました。

原島観光産業課長に進行をいただき、挨拶に続いて、坂村施設整備係長より、建設工事の進捗状況の概要説明がありました。工事はマスター工程どおり順調に推移しており、8月末現在、全体の計画の35.2%の進捗率であり、2月の大雪での作業のおくれを事業者の努力により取り戻しているとのことでありました。

また、駐車場については、地質調査及び測量が終了し、木村奨学会元学生寮跡地を利用して、平面的な駐車場建設の準備を始めているとのことであります。

続いて、佐久間建設の大平部長より工事概要の説明があり、現在地下1階から2階躯体のコンクリート打設まで完了しているとのことでありました。また、現在、工事内容は、地下1階のアルミサッシの取り付け、1階のコンクリート打設の型枠撤去、3階の壁及び4階の床の型枠造成を行っており、9月9日にコンクリートの打設を行う予定であり、屋根までの躯体完了は10月中旬であるとの説明がありました。

続いて、運営計画の進捗状況について奥多摩総合開発川久保管理部長より説明があり、施設内備品については町との協議が進み、9月議会に補正予算を計上しているとのことあります。現在、支配人は料理長等の人材選定及び従業員確保、オープンパンフレット作成、ホームページ開設準備に入っているとのこと、来年4月の下旬にオープンし、進入路拡張工事、駐車場整備工事を完了させ、夏休みまでにはグランドオープンを目指すとのことでありました。

説明が終了した後、質疑が行われ、委員からの意見として、募集する調理師及び従業員は、町内外の人にかかわらず質の高い人を雇っていただきたい。料理については建物に遜色のない高級感のある料理を出せるようにしていただきたい。奥多摩の魅力を伝えられる従業員になれるよう人事教育を行っていただきたい。等の意見が出されました。

続いて、佐久間建設大平建築部長の案内で、建設現場内の施設内の視察を行ったところあります。また、鳩の巣荘周辺についてもあわせて視察を行い、観光産業課長から、寄付をいただいた旧一心亭の取り壊しまで、必要な道路整備について町の考え方など説明を受け、12時41分、視察を終了したところあります。

鳩の巣荘グランドオープンが奥多摩町の観光の活性化の一助となることを期待するところあります。

今回の視察研修に当たり、町観光産業課を初め、関係者各位のご協力に対し深く感謝し、

経済厚生常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（前田 悦男君） これで、経済厚生常任委員会の報告は終わりました、
以上で議会関係諸報告は終わります。

次に、本定例会の開会に当たり、町長より挨拶があります。河村文夫町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） おはようございます。本日、平成 26 年第 3 回奥多摩町議会定例会を招集させていただきました。

初めに、広島県豪雨災害で被災された皆様に心からお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧、復興を願うものであります。

この広島県豪雨災害は、8 月 19 日夜半から雨が降り始め、翌 20 日に入ったところに一時的な小康状態に入ったものの、未明には広島市北部を中心に、再び猛烈な雨を降らせました。安佐北区可部南部、東部の雨量は、20 日午前 3 時から午前 4 時までの 1 時間に 115 ミリ、5 時までの累計雨量は 287 ミリと、猛烈な雨を観測いたしました。安佐北区三入の雨量は、20 日午前 3 時から午前 4 時までの 1 時間に 112 ミリ、5 時までの累計雨量は 265 ミリの雨を観測し、昭和 51 年の統計以来、観測史上 1 位の降雨量を記録いたしました。

広島県は、土砂災害危険箇所が日本全国で最多の 3 万カ所以上指定されており、そのうち土砂災害警戒区域に指定したのは 3 分の 1 にとどまり、今回被災した箇所の一部も警戒区域に指定されていませんでした。

そのようなことが重なり、今回の被害は、広島県災害対策本部が 9 月 7 日現在として発表した資料では、死者 72 名、行方不明者 2 名、重傷者 8 名、軽傷者 36 名、合計 118 名となっています。また、住家の被害は、全壊 24 棟、半壊 41 棟、一部損壊 67 棟、床上浸水 73 棟、床下浸水 203 棟、合計 408 棟になっております。

当町の近年の例としては、幸い人命の被害はございませんでしたが、平成 24 年 6 月 4 日に発生しました日原街道の平石橋先の落石により、日原街道が全面通行止めとなったことから、日原地域住民 67 世帯 121 人の方が孤立をいたしました。また、本年 2 月には、未曾有の大雪に見舞われ、総合的な状況判断により自衛隊の派遣を要請し、住民生活に与える影響や被害を最小限にとどめたところではありますが、自然災害の恐ろしさについて身をもって体験したところでもあります。

このような自然災害に対応するため、町では、東京都と合同で本年 6 月 22 日に風水害訓練を氷川小学校で行い、当日 539 名の参加をいただき、訓練内容は、台風や集中豪雨による被害を想定し、自主防災組織や自治会による避難訓練の実施と、災害から命とくらしを

まもるを題目として防災講演会を開催し、公益財団法人、市民防災研究所の理事・特別研究員の岡島先生と池上先生に、避難所開設時のポイントや、身近なことからできる自助、共助についてご講演をいただき、大変参考になったところであります。

住民生活に与える影響を最小限に抑えるように努力するとともに、これらの緊急事態発生時の対応について、日ごろから危機意識を持って、大規模災害に備えて準備をしていくことが大変重要だと考え、災害対応マニュアルのさらなる検討、改定を行い、対処していく体制を構築いたしましたところでございます。

また、9月7日には第38回奥多摩町総合防災訓練を、町、消防署、奥多摩町消防団、青梅警察署、陸上自衛隊等関係機関と自治会が連携し、避難参集訓練、初期消火訓練等を実施いたしました。そのうち、中長期的避難訓練として、今年度は、大丹波自治会、川井自治会、梅沢自治会を対象に、各自治会の避難場所に一度集合し、古里中学校へ避難する訓練も実施をいたしました。

当日は大変悪天候でありましたが、多くの住民の皆様が真剣に災害訓練に参加いただき、私自身、当町の住民皆さんの災害に対する心構えはしっかりしていると再認識したところであります。

この日以外に、8月21日に原自治会で、9月8日には日原地区で防災訓練が行われ、有事に備えた防災意識の高揚と確認を行ったところでございます。私自身、最近、常日ごろから申しておりますけれども、町の災害に対する対応としては、自助、共助、公助、特に今、災害マップ等を各地域に配布をしておりますけれども、マップの中ではイエローゾーン、それからレッドゾーン、危険区域がありますが、危険区域の指定はまだしておりません。イエローゾーンの指定については、それぞれの自宅にマップがあります。その中で、なかなか今の町の地形上は、ここは必ずしも安全であると言えるところが小学校の2校、中学校の2校、と同時に体育館であります。そういう点で、まず自分の命を大切にしてほしいという観点から、隣近所と話し合いをして、まず一番先に安全なところに避難をし、その後に生活観、あるいは地域の中で避難所を指定されたところに非難をしていただき、さらには中長期的になった場合には、今申し上げました小学校、中学校等に避難をしていただくということを重ねてお願いをしているところでございます。

それと同時に、もう1つは、住民自身の自主防災意識の高揚であります。今、21自治会がありますけれども、今年度中に全自治会に自主防災組織をつくってほしいというお願いを申し上げております。現在までは17の地域で自主防災組織を立ち上げていただきました。そのようにして、全国各地で起きているいろんな災害に対して、まず自分自身、あるいは

町民の命を守るということが一番大事ではないかなというふうに思っておりますので、今後とも、住民皆さん、議員の皆さんも含めて、これらの啓蒙と意識の向上を図っていただくようお願い申し上げます。

次に、第5期奥多摩町長期総合計画の策定状況であります。4月18日にまちづくり住民委員会から答申を受けたことにより、5月7日に管理職から成る策定委員会を設置し、5月13日に職員から成る検討会議に、基本構想及び基本計画について基礎的資料の検討を下命し、策定委員会5回、検討委員会4回、庁議3回を得て、今後10年間のまちづくりの基本指針となる第5期奥多摩町長期総合計画（素案）を策定いたしました。

この第5期奥多摩町長期総合計画（素案）については、「広報おくたま」9月号に概要を掲載し、明日10日に素案全体を発表し、町ホームページや役場窓口、出張所等で閲覧できるようにし、9月30日まで住民皆さんからのパブリックコメントを受け付ける予定であります。

また、さらに多くの住民皆さんのご意見をいただくため、私自身と住民皆さんとで意見交換を行うタウンミーティングを、9月18日から古里、氷川、小河内の3地区で延べ5回開催をする予定であります。

この、タウンミーティングは、私自身が、第4期奥多摩町長期総合計画に基づき現在まで進めてきた各施策の効果と成果、また、今後10年間のまちづくりの基本指針となる第5期奥多摩町長期総合計画のビジョン及び概要を説明し、住民皆様と意見交換をすることにより、私自身が住民皆様のご意見やご提案を受けとめ、住民皆さんと町が協働して今後のまちづくりを進めていくものであります。

また、提言として答申をいただきました、まちづくり計画住民委員会の委員皆様には、提言をいただいた項目全てについて、第5期奥多摩町長期総合計画（素案）にどのように反映されたか否かを示した資料と素案を送付し、今後まちづくり計画住民委員会委員にもご意見を頂戴する予定であります。

このようなさまざまな機会を設け、多くの住民皆様と意見交換を通して、第5期奥多摩町長期総合計画の策定を進めていきたいと考えておりますので、今後とも、議員皆様にはご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、秋川衛生組合と西秋川衛生組合の統合による手続状況でございます。組織市町村の担当課長から成る事務局会議を6月16日から7月9日まで3回開催し、秋川衛生組合解散後の負担金や、秋川衛生組合の財産処分等について協議してまいりました。

さらに、この事務局会議について案がまとまりましたので、組織市町村の副市町村長か

ら成る調整会議を8月8日に開催し、事務局会議の経過及び協議内容を踏まえ、調整会議で協議し、8月11日に次の6点の事項について調整会議及びその後の座長調整により合意がされました。

合意の内容の1点目は、し尿処理費とごみ処理費の負担金の負担割合は、それぞれ別の割合とすること。2点目は、ごみ処理費の負担金は現行どおりとし、変更しない。3点目は、し尿処理費の負担金は、人口割を廃止し平等割5%と利用割95%とする。4点目として、し尿処理費の負担金は、平成27年4月から負担割合を変更する。5点目は、議会費、人件費等の共通経費は、全てごみ処理費の負担金算出基礎額に計上する。6点目は、ごみ処理費とし尿処理費の負担金の負担割合は、ごみやし尿の処理量等の変更等を踏まえ、必要に応じて検討するということであります。

これを受け、8月28日に組織市町村の市町村長から成る管理者会議において、調整会議で合意され、6項目について協議した結果、全ての事項について合意をいたしました。

この合意事項に基づき、今後、関係法令を順守し、関係市町村と粛々と手続を進めていき、平成26年第4回定例会に上程し、ご審議をいただく予定でございますので、ご協力をお願い申し上げます。

次に、去る7月9日に予定されておりました、東京都知事、枥添知事の奥多摩町管内行政視察については、当日、台風等の影響もあり、天候不良により延期されておりました。改めて、都知事の行政視察につきましては、予定でございますけれども、10月14日に実施する方向で現在調整をしております。

前回の視察につきましては、ヘリコプターによる小河内ダム周辺を視察した後、奥多摩へ、ヘリコプターを降りて、町、それから檜原村を行政視察するという状況でございまして、今回は、内容は前回と同じでございますけれども、天候が悪くなった時点では、ヘリコプターによる視察を中止し、陸路で視察をするということでございますから、今回の視察については、ほぼ中止することなく実行できるのではないかなというふうに思っております。

町では、枥添知事に、奥多摩町の特産物であるわさび田、少子化、定住化に係る海沢の若者住居、都市住民との交流を目的とした奥多摩町体験農園、2月の大雪時に孤立した地域として留浦集落、奥多摩湖畔公園山のふるさと村などの施設をご案内し、町の抱えている実情を説明してまいりたいと思っております。

次に、今定例会に提案いたします議案等につきまして申し上げます。議案第68号 奥多摩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、議案第69号 奥

多摩町学童保育会の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例、議案第 70 号 奥多摩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例は、児童福祉法の改正に伴い、規定を整備するものでございます。

議案第 71 号 奥多摩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について規定を整備するものであります。

議案第 72 号 奥多摩町保育の必要性の認定基準に関する条例は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、保育の必要性の認定基準について規定を整備するものであります。

次に、次の認定第 1 号から認定第 8 号までにつきましては、平成 25 年度一般会計を初め、企業会計、計 8 会計の歳入歳出決算の認定をいただく案件でございます。

報告第 2 号及び第 3 号の 2 件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、平成 25 年度決算における奥多摩町健全化判断比率と奥多摩町資金不足比率について、算定基礎事項を記載した書類とともに監査委員に審査していただきましたので、その意見を付して議会に報告するものでございます。

報告第 4 号につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき報告するものでございます。

議案第 73 号 鳩の巣荘備品購入契約について、議案第 74 号 奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 32 請負契約について、議案第 75 号 奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 33 請負契約について、までの計 3 議案につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、その契約について議会の議決をいただくものでございます。

議案第 76 号 奥多摩町教育委員会委員の任命の同意を求めることについては、平成 26 年 10 月 6 日をもって任期満了となる教育委員会委員、小峰洋治氏の後任として、再び同氏を選任するため、議会の同意を求めるものであります。

議案第 77 号から議案第 84 号までにおきましては、現在執行しております平成 26 年度奥多摩町一般会計及び特別会計、企業会計の計 8 会計の補正予算案でございます。

以上、条例の新設議案が 4 件、一部改正議案が 1 件、決算認定 8 件、報告案件 3 件、教育委員会委員の任命の同意を求めることについての人事案件 1 件、契約案件 3 件、補正予算案件 8 件、計 28 件となります。具体的な内容につきましては所管の課長から説明させていただきますが、いずれの議案につきましても、今後の事務執行の上で必要不可欠なものでございますので、ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げまして、

平成 26 年第 3 回奥多摩町議会定例会のご挨拶とさせていただきます。

○議長（前田 悦男君） 以上で、町長の挨拶は終わりました。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、午前 11 時 10 分から再開いたします。

午前 10 時 56 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

○議長（前田 悦男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議案審議に入ります。

日程第 6 議案第 68 号 奥多摩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、日程第 7 議案第 69 号 奥多摩町学童保育会の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例、以上 2 件を一括して議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

〔福祉保健課長 清水 信行君 登壇〕

○福祉保健課長（清水 信行君） 議案第 68 号 奥多摩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、及び議案第 69 号 奥多摩町学童保育会の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例につきましては、関連がございますので一括でご説明申し上げます。

議案のご説明をする前に、今回の子ども・子育て関連 3 法について、及びこれらの法案が国会に提出され、成立した背景についてご説明申し上げます。

現在、我が国では、出生率の低下に伴い少子化が急速に進んでおります。子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくなく、また、保育所に子どもを預けたいと考えていても、希望する保育所が満員である等の理由により、多くの待機児童が生じていること、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないことなどが課題であり、子どもが欲しくても持てないという家庭も多いことから、これらの課題に対処し、普通に子どもを産み育てることができる社会にしていくためにも、国や地域を挙げて子どもや家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められております。

こうした要請を受け、国は少子化社会対策会議において、幼保一体化を含む新たな子育て

て支援の制度について検討を進め、平成 24 年の通常国会において、社会保障・税一体改革関連法案として子ども・子育て支援法案、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の、いわゆる子ども・子育て関連 3 法案が提出され、同年 8 月の参議院本会議において可決成立し、8 月 22 日に公布されました。

この子ども・子育て支援新制度の主なポイントは 3 点ございます。1 点目として、認定こども園、幼稚園、保育所の、保育施設を通じた共通の給付である施設型給付、及び小規模保育、家庭的保育等への給付である地域型保育給付の創設で、特にこれまで学校教育に体系づけられていた幼稚園と福祉の体系に位置づけられていた保育所に共通の給付として施設型給付を創設し、財政支援を一本化することとしたこと、また、新たな給付として、追加型地域型保育給付を創設し、6 人以上 19 人以下の小規模保育、5 人以下の子どもを預かる家庭的保育、いわゆる保育ママや、子どもの居宅で保育を行う居宅訪問型保育、企業が従業員の子どものほか地域の子どものも保育する事業所内保育の 4 つの事業について、財政支援の対象としたこととあります。この地域型保育給付の創設は、特に待機児童が多く、施設を新設する場所を確保することが困難な都市部における保育の量の拡大が可能となることとございます。

2 点目は、認定こども園制度の改善で、認定こども園は、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズに合わせて子どもを受け入れ、幼児期の学校教育、保育を一体的に行う、幼稚園と保育所の両方の機能をあわせ持つ施設で、この制度は平成 18 年に創設されたものですが、これまでの制度では、学校教育法に基づく幼稚園と、児童福祉法に基づく保育所という 2 つの制度に基づき実施されていたことから、認可や指導監督等に関する二重行政であるという課題が指摘されておりました。

今回の制度改正では、最も一般的な幼保連携型認定こども園を、学校及び児童福祉施設の両方の法的位置づけを持つ単一の認可施設とし、認可や指導監督を一本化するなどにより、二重行政を解消し設置を促進することと、財政的にも、幼保連携型以外の幼稚園型、保育所型、地方裁量型も全て施設型給付の対象としたこととあります。

3 点目は、地域の子ども・子育て支援の充実で、保育が必要な子どものいる家庭だけでなく、全ての家庭を対象に、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させるため、保護者が地域の教育、保育、子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供、助言等を行う利用者支援や、子育ての相談や親子同士の交流ができる地域子育て支援拠点、一

時預かり、放課後児童クラブなど、市町村が行う事業を、新制度では地域子ども・子育て支援事業として法律上に位置づけ、財政支援を強化してその拡充を図ることとしております。

新制度は、これらの取り組みにより、質の高い幼児期の学校教育、保育を総合的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させ、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指すものであります。

この新制度では、基礎自治体である市町村が実施主体となり、施設型給付等の給付や地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施し、市町村による子ども・子育て支援策の実施を国と都道府県が重層的に支える仕組みとなるものです、

現在、国の子ども・子育て会議、都道府県子ども・子育て会議、市区町村子ども・子育て会議がそれぞれ定期的に開催され、平成 27 年 4 月の新制度の開始に向け協議検討をしているところでございます。当町におきましても、従来からの子育て支援協議会を町の子ども・子育て会議として位置づけ、委員の皆様協議、検討をいただき、貴重なご意見を賜っております。

その中で、昨年度実施いたしました子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査は、子育て世帯の、教育、保育、子育て支援の利用希望等を把握し、当町の今後 5 年間の子ども・子育て支援事業計画を策定することを目的に実施したものでございます。

本年度においては、このニーズ調査の結果に基づき、平成 27 年度を初年度とする奥多摩町子ども・子育て支援事業計画を策定し、安心して子どもを産み育てることができる環境をつくってまいりたいと考えております。

それでは、議案の説明を始めます。

最初に、議案第 68 号 奥多摩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、ご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について規定を整備する必要があるためでございます。条例の新規制定ではございますが、全文朗読にかえて条ごとの要点についてご説明申し上げます。

1 枚おめくり願います。本条例の題名でございますが、冒頭に申し上げました子ども・子育て支援法、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）による、改正後の児童福祉法第 34 条の 8 の 2、第 1 項の規定に基づき、新たに定

められました厚生労働省令、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき、省令の題名と同様に定めたもので、第1条では、条例の趣旨といたしまして、条例の根拠となる法律を示し、当該事業の設備及び運営の基準を省令の基準と同様に、最低基準とすることを定めたものでございます。

第2条では、前条で定めることとした最低基準の目的を規定したもので、同じく省令の規程と同様に、明るくて衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が、児童を心身ともに健やかに育成することを保障することを規定するものです。

第3条は、町長が、当該事業の事業者に対して最低基準の向上について勧告できることを規定したもので、第2項では、最低基準向上の努力義務について規定するものですが、町では、この事業について学童保育会として直営で実施していることから、町自身が最低基準向上に努めることとなります。

第4条は、前条の規定と同様に、最低基準についての事業者の責務を規定したものです。

第5条では、第1項において当該事業の支援の目的を規定し、第2項から第5項までは、事業者が配慮すべき利用者の人権、地域への説明責任、事業評価とその公表及び事業を行う場所についての一般的な原則を規定するものです。

次のページお開き願います。第6条は、非常災害に備えた設備、訓練について規定するものです。

第7条では、当該事業に従事する職員の一般的な要件について規定するもので、第8条において、職員の知識及び技能の向上等を規定するものです。

第9条では、事業を実施する場所について、児童1人当たりの占有面積等の基準を規定するもので、第10条においては、事業所に置かなければならない職員の基準を規定するものです。第1項から第3項まで及び第5項については、法律の規定で従うべきものとされた基準で、第4項は省令の基準に基づき市町村が定めるものでございます。

第11条は、利用者の平等な取り扱いについての規定。

第12条では虐待の禁止を規定しております。

次のページお開き願います。第13条では、事業実施に当たっての衛生管理について規定しております。

第14条は、事業を実施するに当たって定める運営規程について定めたもので、第15条は、施設及び備品等の台帳並びに利用する児童の個人的な状況、緊急連絡先等、備えるべき帳簿について規定し、次の第16条では、業務上知り得た秘密の保持について規定しております。

第 17 条は、苦情への対応について規定したもので、第 18 条は、原則的な開所時間及び日数について規定するものです。町では、現行の開所時間及び日数を下回り、利用者及び保護者の利便性を損なわないように努めることとしております。

第 19 条は、保護者との連絡についての規定。

第 20 条は関係機関である町福祉保健課、各小学校との連携について規定するもので、第 21 条は、事故発生時の対応における必要な措置について規定するとともに、損害賠償についても規定しております。

第 22 条は、条例から規則への委任規定です。

附則につきましては、第 1 条では、法律の施行日を条例の施行日として規定するものです。第 2 条は、第 10 条の職員の資格に関する規定について経過措置を規定するものです。

以上で、議案第 68 号の説明を終了いたします。

次に、議案第 69 号 奥多摩町学童保育会の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案の理由ですが、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の改正に伴い整備された、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき、規定を整備する必要があるためでございます。

1 枚おめくり願います。この条例改正では、先ほどご説明申し上げました条例により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営基準を規定したところでございますが、この事業の対象者が法律の改正により拡大されたため、現行の学童保育会の規定を改正するものでございます。

具体的には、これまで小学 1 年生から 4 年生までを対象としていたものを、小学 6 年生まで拡大することとしたため、第 3 条の条文中、「小学校 1 年生、2 年生、3 年生及び 4 年生」としていたものを「小学生」と改め、第 6 条第 2 項で規定しておりました指導員についての資格要件について、先ほどの新条例第 10 条第 3 項で規定されております放課後児童支援員と同等のものであることとした規定に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日につきましても、先ほどの新条例と同じく、法律の施行日とするものです。

以上で、議案第 68 号及び議案第 69 号の説明を終了いたします。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田 悦男君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 68 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 68 号の質疑を終結します。

次に、議案第 69 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 69 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 68 号及び議案第 69 号について、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 6 議案第 68 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田 悦男君) 起立多数であります。よって、議案第 68 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 7 議案第 69 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田 悦男君) 起立多数であります。よって、議案第 69 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 8 議案第 70 号 奥多摩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、日程第 9 議案第 71 号 奥多摩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、日程第 10 議案第 72 号 奥多摩町保育の必要性の認定基準に関する条例、以上 3 件を一括して議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

[福祉保健課長 清水 信行君 登壇]

○福祉保健課長(清水 信行君) 議案第 70 号 奥多摩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、議案第 71 号 奥多摩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、及び議案第 72 号 奥多摩町保育の必要性の認定基準に関する条例については、関連がございますので、条例の新規制定でございますが一括でご説明申し上げます。

先ほどご決定いただきました議案第 68 号及び議案第 69 号と同様に、これからご説明い

たします条例につきましても、子ども・子育て関連3法の施行により、市町村がそれぞれ条例で定める必要が生じたため、提案申し上げるものでございます。

背景につきましては先ほど申し上げましたので、早速、議案の説明に入らせていただきます。

初めに、議案第70号 奥多摩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、ご説明申し上げます。この条例で規定するものは、子ども・子育て関連3法に基づき、新たに町の認可事業として位置づけられる家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、及び事業所内保育事業の設備及び運営について、町が条例により定めることが義務づけられたもので、当町においては現在該当とする事業者はありませんが、新たな事業者の参入を想定して条例を制定するものです。

提案の理由といたしまして、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について規定を整備する必要があるためでございます。

1枚おめくり願います。条例の新規制定ではございますが、条ごとの要点についてのみご説明申し上げますので、ご了承願います。

条例の題名につきましては、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）による、改正後の児童福祉法第34条の16の規定に基づき、新たに定められました厚生労働省令、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に基づき定めたもので、省令の題名をもとに定めております。

先ほど申し上げましたとおり、本条例では、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、及び事業所内保育事業の4つの事業について、その設備及び運営に関する基準を定めることから、49条に及ぶ長大なものとなっておりますので、全体を6つの章に分けております。

目次にありますように、第1章では第1条から第21条まで総則として、4つの事業に共通する基準について規定しております。

第1条では、条例の趣旨といたしまして、条例の根拠となる法律を示し、当該事業の設備及び運営の基準を、省令の基準と同様に最低基準とすることを定めたものでございます。

第2条では、前条で定めることとした最低基準の目的を規定したもので、同じく省令の規程と同様に、乳幼児が、明るくて衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓

練を受けた職員が、児童を心身ともに健やかに育成することを保障することを規定しております。

第3条は、町長が当該事業の事業者に対して最低基準の向上について勧告できることを規定したもので、第2項では、最低基準の努力義務について規定するものです。

第4条は、前条の規定同様に、最低基準についての事業者の責務を規定したものです。

次のページをお開き願います。第5条では、第1項において当該事業の支援の目的を規定し、第2項から第5項までは事業者が配慮すべき利用者の人権、地域への説明責任、事業評価とその公表及び事業を行う場所についての一般的な原則を規定するものです。

第6条は、家庭的保育事業者と小規模保育事業者は、2歳までの乳幼児を対象としていること、また、事業の規模が小さいことから、利用する乳幼児の保育が適正に行われるよう、さらに当該事業が終了した後の3歳以上の児童に対しては、教育または保育が適正に提供されるよう、連携する保育施設を確保することを義務づけるもので、第1号から第3号までにその連携協力の内容を規定しております。

第7条は、家庭的保育事業者等が設置する非常災害に備えた設備、避難訓練等について規定するものです。

第8条は、当該事業に従事する職員の一般的な要件について規定するもので、第9条において、職員の知識及び技能の向上等を規定するものです。

第10条では、当該事業を実施する施設に他の社会福祉等を併設する場合の基準について規定するもので、保育室や、保育に直接従事する職員以外は、兼務することができることを定めております。

第11条は、利用する乳幼児の平等な取り扱いについての規定。第12条では虐待の禁止を規定しており、第13条では、家庭的保育事業者等が利用乳幼児に対して行う懲戒に関する権限の乱用禁止の規定です。

次のページをお開き願います。第14条は、家庭的保育事業者等の衛生管理等を規定するもので、第4項及び第5項では、居宅訪問型保育事業者について、訪問により事業を実施することから特別に規定するものです。

第15条は、食事の内容について規定するもので、第16条では、当該事業の規模等に鑑み、十分な調理設備を持たない事業者が他の施設で調理した食事を搬入する場合の要件、及び調理を提供する施設について規定するものです。

第17条は、当該事業を利用する乳幼児及び職員の健康診断について規定するもので、第18条は、家庭的保育事業者等が、事業を実施するに当たり、あらかじめ定めておくべき運

営規程について定めたものです。

1枚おめくり願います。第19条は、施設及び備品等の台帳並びに利用する児童の個人的な状況、緊急連絡先等、備えるべく帳簿について規定し、次の第20条では、業務上知り得た秘密の保持について規定しております。

第21条は、苦情への対応について規定したもので、第22条から第26条までは、第2章として家庭的保育事業について規定するものです。

第22条は、設備の基準を規定しており、保育専用室及び庭の面積は保育所に準じておりますが、他の設備については居宅等による事業実施を想定し、要件を緩和しております。

第23条では、家庭的保育事業者が置かなければならない職員の基準を規定しておりますが、第1項においては、処理を委託する場合、調理を他の施設から搬入する場合には、調理員を置かないことができることを規定し、第2項では、事業を実施する場合の家庭的保育者の資格について町が関与できることを、第3項では、保育者に1人当たりの乳幼児の数について規定しております。

第24条は保育時間について、第25条は保育の内容は厚生労働大臣が定める保育所保育指針に準ずることを、第26条では保護者との連携について、それぞれ規定しております。

27条から始まる第3章では、小規模保育事業についての規定で、この事業は受け入れる乳幼児の数及び配置職員の基準の相違により、保育所の分園に近いA型、保育所分園と家庭的保育の中間的なB型、及び家庭的保育に近いC型の3つに区分されることから、章を4つの節に分けて条文を整理しております。

1枚おめくり願います。第1節は、第27条のみで、ただいま申し上げました形態ごとの区分について規定するものです。

第2節は、小規模保育事業A型についての規定で、第28条までは、設備の基準についての規定が次のページまで定められております。

1枚おめくり願いまして、第29条は職員についての規定で、第1項では、置かなければならない職員の基準として、保育に従事する職員は保育士であることを規定し、第2項では、保育士の配置数を区分ごとに規定しておりますが、第1号及び第2号は対象乳幼児に対する職員数を、第3号については当該事業の利用対象が満3歳未満の乳幼児であるところを、地域の実情を勘案し、3歳以上の児童を受け受け入れた場合における配置数を規定しております。

第30条は、準用規定で、保育時間、保育内容及び保護者への連絡については、家庭的保育事業全般における共通事項であることから、家庭的保育事業の規定を準用するものです。

第3節は、小規模保育事業B型についての規定で、第31条は職員についての規定です。B型においては、保育士に加え、東京都知事、その他の機関が行う研修を修了した保育従事者も職員数に含めることができますが、2分の1以上は保育士であることとしております。第2項及び第3号についてはA型と同様です。

第32条は、準用規定で、保育時間、保育内容、及び保護者への連絡については、家庭的保育事業全般に共通する規定を、設備についてはA型の規定をそれぞれ準用するものです。

第4節は、小規模保育事業C型についての規定で、第33条は設備の基準を規定しており、A型及びB型とほぼ同様の規定としておりますが、第5号の保育室又は遊戯室の面積については、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上としております。

第34条は、職員について規定するもので、家庭的保育事業でご説明いたしました、家庭的保育者を置くことが義務づけられており、第2項の家庭的保育補助者とともに保育する場合の上限を5人としております。

次のページをお開き願います。第35条は、利用定員の規定で、C型においては、A型及びB型と異なり、地域の実情にとらわれず、定員を6人以上10人以下と定めております。

第36条は、準用規定で、保育時間、保育内容、及び保護者への連絡について、共通事項として準用するものです。

第4章は、居宅訪問型保育事業の規定で、第37条では居宅訪問型保育事業の内容を規定しております。

第38条は居宅訪問型保育事業の事業者が備えるべき設備及び備品について規定しております。

第39条は職員の規定で、この事業は家庭的保育者が利用者の家庭を訪問して行うものから、職員1人につき保育できる乳幼児は1人となります。

第40条は、連携施設を確保することを求める規定で、この事業の利用者について、第37条第1号に、障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難な乳幼児に対する保育が想定されていることから、利用者の状態に応じて適切な専門的な支援、その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ障害児入所施設を連携する施設として確保することを求めるものです。

第41条は準用規定で、保育時間、保育内容及び保護者への連絡は、家庭的保育事業全般の共通事項であることから、規定を準用するものです。

第5章は、事業所内保育事業についての規定で、この事業は、企業が主として従業員への仕事と子育ての両立を支援するため実施するほか、地域において、保育を必要とする場

合に、保育を提供できる事業で、第 42 条は事業の利用定員を定める規定です。

第 43 条は、設備の基準で、利用定員が 20 名以上の事業所内保育事業の設備について規定するので、保育所の基準と同様となっており、この規定が 2 ページにわたり記載されております。

2 枚おめくり願います。第 44 条は職員についての規定で、これも保育所の基準と同様の内容となっております。

第 45 条は、連携施設に関する特例として、この事業所内保育事業を行う事業者は、大規模な事業者であることが想定されることから、連携施設を求めることを要しないことを規定しております。

第 46 条は準用規定で、保育時間、保育内容及び保護者への連絡は、家庭的保育事業全般の共通事項であることから、規定を準用するものです。

第 47 条は、利用定員が 19 人以下の小規模型事業所内保育事業における職員について規定するもので、小規模保育事業 A 型事業と同様の基準となっております。

第 48 条は準用規定で、保育時間、保育内容及び保護者への連絡は、家庭的保育事業全般の共通事項であることから規定を準用し、また、設備に関しては、小規模保育事業 A 型の規定を準用するものです。

第 6 章は、雑則として、第 49 条で条例から規則への委任規定です。

附則として、第 1 条の施行期日は、これまでの条例と同様に法律の施行日とするものです。

第 2 条は、食事の提供の経過措置で、5 年間の経過期間を設けるものです。

次のページお開き願います。第 3 条は、連携施設に関する経過措置で、同じく 5 年間の経過期間を設けるものです。

第 4 条は、小規模保育事業 B 型に関する経過措置で、事業を行うに当たって、保育従事者を確保するため、家庭的保育者または家庭的保育補助者であっても、5 年間は保育従事者とみなす規定です。

第 5 条は、利用定員に関する経過措置で、現在保育行っている小規模保育事業者の移行のため、5 年間は小規模保育事業 C 型の利用定員 6 人以上 15 人以下とするものです。

続いて、議案第 71 号 奥多摩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、ご説明申し上げます。

提案の理由ですが、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について規定を整備する

必要があるためでございます。

子ども・子育て支援新制度においては、現在、学校教育法、児童福祉法に基づく認可を受けている保育所、幼稚園及び認定こども園に加え、議案第 70 号でご説明いたしました家庭的保育事業等の地域型地域型保育事業について、事業者からの申請に基づき、町が法に基づく給付対象施設、または給付対象事業であることを確認する必要があることから、利用定員に関する基準、運営に関する基準、利用開始に伴う基準、管理運営等に関する基準について、省令に定める基準に基づき、条例で規定するものでございます。

1 枚おめくり願います。条例の新規制定ではございますが、条ごとの要点についてのみご説明申し上げますので、ご了承願います。

条例の題名につきましては、子ども・子育て支援法第 34 条第 2 項、及び第 46 条第 2 項の規定に基づき、新たに定められました厚生労働省令、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に基づき定めたもので、省令の題名をもとに定めております。

この条例も、前議案でご説明いたしました条例と同様に、全体で 53 条に及ぶ長大なものとなっておりますので、全体を 4 つの章に分けております。目次にありますように、第 1 章では第 1 条から第 3 条まで総則として、条例の趣旨、用語の定義及び一般原則について定めております。

第 1 条では、条例の異なる法律を示し、法律の条文に従って基準を定めるとしております。

第 2 条は用語の定義で、この条例における用語について定義するものです。

次のページお開き願います。第 3 条は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に関する一般的な原則について規定しております。

次の第 2 章は、特定教育・保育施設の運営に関する基準を規定するもので、全体を 3 つの節に区分して条文を整理しております。

第 1 節、利用定員に関する基準では、第 4 条第 1 項において、特定教育・保育施設の利用定員を 20 人以上とし、第 2 項においては、各号の施設の区分により利用定員を定めることとしており、第 1 号の認定こども園は、小学校就学前の子ども全体を対象に定員を定めるとしていること、第 2 号の幼稚園は、就学前の子どものうち満 3 歳以上の子どもを対象に定員を定めることとしていること、第 3 号の保育所は、就学前の子どもで保育を必要とする 3 歳以上の子ども及び 3 歳未満の子ども、それぞれの区分において定員を定めるとし、ただし書きにおいては、満 3 歳未満の子どもについては、満 1 歳未満と満 1 歳以上

に区分して定員を定めることとしております。

第2節は、運営に関する基準を規定しております。第5条は、特定教育・保育施設が特定教育・保育を提供する際、あらかじめ保護者に対して文書による事前説明を行い、同意を得ることを求める規定で、第2項から第6項までは、利用者の申し出があった場合に、文書にかえて電磁的方法によることができることを規定するものです。

1枚おめくり願います。第6条は、第1項において、利用申し込みに対する正当な理由がない提供拒否の禁止を指定し、第2項から第4項までは、利用定員を超えて申し込みがされた場合における選考方法について規定しております。第5項では、みずからが適切な教育、保育を提供することが困難な場合は、他の施設等を紹介する等の措置を速やかに講じなければならないとしております。

第7条は、保護者から希望があった場合に、特定教育・保育施設の利用について、町が行うあっせん、調整及び要請に協力することを義務づけるものでございます。

第8条は、特定教育・保育施設が支給認定証による受給に関する基準では、第4条第1項において、特定教育・保育施設の利用定員を20人以上とし、第2項においては、各号の施設の区分により、利用定員を定めることとしており、第1号の認定こども園は、小学校就学前の子ども全体を対象に定員を定めるとしていること、第2号の幼稚園は、就学前の子どものうち満3歳以上の子どもを対象に定員を定めるとしていること、第3号の保育所は、就学前の子どもで保育を必要とする3歳以上の子ども及び3歳未満の子どもそれぞれの区分において定員を定めるとし、ただし書きにおいては、満3才未満の子どもについては満1歳未満と満1歳以上に区分して定員を定めることとしております。

第2節は、運営に関する基準を規定しております。第5条は、特定教育・保育施設が、特定教育・保育を提供する際、あらかじめ保護者に対して文書による事前説明を行い、同意を得ることを求める規定で、第2項から第6項までは、利用者の申し出があった場合に、文書にかえて電磁的方法によることができることを規定するものです。

1枚おめくり願います。第6条は、第1項において、利用申し込みに対する正当な理由がない提供拒否の禁止を指定し、第2項から第4項までは、利用定員を超えて申し込みがされた場合における選考方法について規定しております。第5項では、みずからが適切な教育、保育を提供することが困難な場合は、他の施設等を紹介する等の措置を速やかに講じなければならないとしております。

第7条は、保護者から希望があった場合に、特定教育・保育施設の利用について町が行うあっせん、調整及び要請に協力することを義務づけるものでございます。

第8条は、特定教育・保育施設が支給認定証による受給資格等を確認することを規定するものです。

第9条は、特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者からの利用を申し込みを受けた場合に、申請に係る援助の義務を負うことを規定するものです。

第10条は、特定教育・保育施設は、支給認定子どもの心身の状況等の把握に努めなければならないこと規定しております。

第11条では、特定教育・保育を受けている子どもの保育が終了した後も、継続して、小学校等における教育等が円滑に接続するため、小学校との密接な連携に努めなければならないことを規定するものです。

次のページをお開き願います。第12条は、特定教育・保育の提供に当たり、必要な事項を記録する義務について規定をしております。

第13条は、特定教育・保育施設の利用者負担額の受領について規定するもので、第1項は、特定教育・保育の提供に当たって、保護者からは法定代理事情により施設型給付を受ける場合は、町が定める利用者負担額の支払いを受けることを、第2項では、法定代理受領によらない場合は、内閣総理大臣が定める基準により算定した額、公定価格の支払いを受けることを規定し、第3項では、実費以外の上乗せ徴収について、第4項では、実費徴収に関する規程、第5項及び第6項は、受領した利用者負担額の領収書の交付、及び上乗せ徴収額、実費徴収金の使途及び額、支払いを求める理由を書面で明らかにするとともに、保護者に説明し、同意を得なければならないことを求めています。

第14条は、特定教育・保育施設の、施設型給付費等の額に係る通知等を規定するものです。

第15条は、特定教育・保育施設が、それぞれの施設の区分に応じて行う特定教育・保育の基準となる取り扱い方針について、法律及び政令等の規定に基づき、適切に行わなければならないことを規定するものです。

次のページをお開き願います。第16条は、特定教育・保育施設の評価に関する規定で、常に自己評価を行い、改善に努めるとともに、定期的に外部評価を受け、結果の公表と改善を義務づけております。

第17条は、相談及び援助についての規定で、子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めるとともに、保護者からの相談に応じ、助言、その他の援助しなければならないことを定めています。

第18条は、緊急時の対応についての規定です。

第 19 条は、特定教育・保育施設は、偽りその他不正な行為により給付を受け、又は受けようとした場合の、町への通知義務について規定しております。

第 20 条は、特定教育・保育施設が定めておくべき運営規程の項目について規定しております。

第 21 条は、特定教育・保育施設が、適切な特定教育・保育の提供ができるよう、職員の勤務体制の確保についての規定、及び特定教育・保育を提供するのは職員であることの規定、職員の資質向上のための研修についての規定でございます。

第 22 条は、特定教育・保育施設が、災害、虐待、その他緊急的な対応以外に、利用定員を超えて特定教育・保育を提供してはならないことを規定しております。

第 23 条は、特定教育・保育施設に、運営規定、職員の勤務体制、利用者負担、その他重要事項について、施設内に掲示するよう努めなければならないことを規定しております。

第 24 条から第 29 条までは、利用者、保護者に関する事項を規定するもので、第 24 条では、利用乳幼児等の平等な取り扱いを、第 25 条では虐待等の禁止を、第 26 条では懲戒に係る権限の乱用禁止を、第 27 条では、第 1 項及び第 2 項で秘密の保持について規定し、第 3 項では、小学校その他関係機関への情報提供も想定し、あらかじめ保護者の同意を得ておくことを規定しております。

次のページお開き願います。第 28 条では、小学校就学前子どもの保護者が適切に特定教育・保育施設を選択できるよう、情報提供に努めること。広告の内容等を誇大なものにならないことの規定。

第 29 条では、特定教育・保育施設による、利益供与及び利益收受の禁止を規定しております。

第 30 条では、苦情への対応についての規定で、第 1 項では苦情受付相談窓口の設置。第 2 項では内容等の記録。第 3 項では苦情に対する町の対応への協力義務。第 4 項では、苦情に対し町が行う調査への協力と町からも指導、助言に従い、必要な改善を行うこと。第 5 項では、町の求めに応じて改善内容を報告することを義務づけております。

第 31 条は、施設の運営に当たっての地域住民との連携及び協力を行い、地域との交流に努めることを規定したものです。

第 32 条は、特定教育・保育施設が、事故の発生又はその再発を防止するため講ずるべき措置、事故発生時の対応について規定するもので、第 33 条は、特定教保育施設の事業を独立した会計として他の会計と区分することを定めたものです。

第 34 条は、特定教育・保育施設が整備すべき諸記録について規定するものです。

第3節は、特例施設型給付に関する基準について規定しております。第35条は、保育を必要としない小学校就学前子どもに対する特別利用保育について規定しており、次のページをお開き願います。第1章では、この特別利用保育を提供する場合には、東京都が条例で定める児童福祉施設設備及び運営に関する基準を遵守しなければならないことを定め、第2項では、この特別利用保育を提供する場合には、現に保育所を利用している子どもとの合計が、定められた利用人数、利用定員を超えないことを規定し、第3項では、特別利用保育を提供する場合、特定教育・保育には特別利用保育を含む者として、第2章の規定を適用することが定められております。

第36条では、幼稚園が、保育を必要とする満3歳以上の子どもに対する特別利用教育について規定しており、第1項では、この特別利用教育を提供する場合には、幼稚園設置基準を遵守しなければならないことを定め、第2項では、この特別利用教育を提供する場合には、現に幼稚園を利用している子どもとの合計が、定められた利用定員を超えないことを規定し、第3項では、特別利用教育を提供する場合、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、第2章の規定を適用することが定められております。

第3章は、特定地域型保育事業者の運営に関する基準について規定しております。第1節では、利用定員に関する基準として、第37条第1項において、事業の利用定員は、家庭的保育事業は1人以上5人以下、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型は6人以上19人以下、小規模保育事業C型は6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業は1人と定め、第2項では、3歳未満の利用定員を満3歳未満と満1歳以上に区分して定めることを規定しております。

第2節では、運営に関する基準として、第38条第1項において、特定地域型保育の提供の開始に当たっては、重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、保護者の同意を得なければならないことを定め、第2項では、保護者の求めに応じて、電磁的方法によることについての準用規定です。

第39条では、第1項において、利用申し込みがあった場合、正当な理由がなければこれをここまではならないこと。次のページをお開き願います。第2項及び第3項では、申込者が定員を上回る等の場合において選考を行う場合には、一定の選考方法により、その選考方法を保護者に明示した上で、選考を行わなければならないこと。第4項では、事業者は適切な地域型保育の提供ができない場合には、連携施設等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならないことを規定しております。

第40条は、町が行うあっせん及び要請に対して協力すること、及び町が行う調整及び要

請に対する協力について規定しております。

第 41 条は、支給認定子どもの心身の状況等の把握に努めなければならないことを規定し、第 42 条は、保育内容に関する支援や、代替保育の提供を行い、特定地域型保育の提供終了後の教育、保育の受け皿となる、認定こども園、幼稚園または保育所等の連携施設を適切に確保することについて規定し、第 2 項では、居宅訪問型保育事業者についても同様の規定を、第 3 項は、保育所型事業所内保育事業については連携を要しないこと。第 4 項においては、特定地域型保育の提供の終了に際しては、連携施設との密接な連携に努めなければならないこと規定しております。

第 43 条は、利用者負担額の受領についての規定で、第 1 項では、事業者は、法定代理事情により、保護者から地域型保育給付を受ける場合は、町が定める利用者負担額の支払いを受け、第 2 項では、法廷代理受領の方法によらない場合には、内閣総理大臣が定める基準により算定した公定価格の額の支払いを受けること。次のページをお開き願います。第 3 項では、保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価についての、いわゆる上乗せ徴収をする場合の規定。第 4 項では、実費徴収に関する規定。第 5 項では、領収書の交付。第 6 項では、上乗せ徴収及び実費徴収をする場合には、徴収金の使途及び額、支払いを求める理由を書面で明らかにするとともに、保護者に説明をし、同意を得なければならないことを定めております。

第 44 条では、保育所、保育指針に準じて特定地域型保育の提供を行うこと。

第 45 条では、みずから提供する保育の質の評価を行い改善に努めること、及び定期的に外部評価を受け、結果を公表するとともに、改善に努めなければならないこと。

第 46 条では、保育施設が定める運営規定の項目を定め、第 47 条では、勤務体制の確保について規定するものです。

第 48 条は定員の遵守についての規定、第 49 条は記録の整備及び保存期間について規定しております。

次のページお開き願います。第 50 条は、特定教育・保育施設について規定した、第 8 条、受給資格等の確認、第 9 条、支給認定の申請に係る援助、第 11 条、小学校等との連携、第 12 条、教育、保育の提供の記録、第 14 条、給付費等の額に係る通知等、第 17 条、相談及び援助、第 18 条、緊急時等の対応、第 19 条、支給認定保護者に関する町への通知、第 23 条、掲示、第 24 条、支給認定子どもを平等に取り扱う原則、第 25 条、虐待等の禁止、第 26 条、懲戒に係る権限の乱用禁止、第 27 条、秘密保持等、第 28 条、情報の提供等、第 29 条、利益供与等の禁止、第 30 条、苦情解決、第 31 条、地域との連携等、第 32 条、事故発

生の防止及び発生時の対応、第 33 条、会計の区分の規定を、特定地域型保育事業について準用することを規定するものです。

第 3 節は、特例地域型保育給付費に関する基準についての規定で、保育の必要のない子どもに対し提供される特別利用地域型保育、及び保育を必要とする子どもに対して提供される特定利用地域型保育に関して定めた基準で、第 51 条第 1 項では、特定地域型保育事業者が、保育の必要のない子どもに特別利用地域型保育を提供する場合は、町が条例で定める家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を遵守しなければならないこと。第 2 項では、特別利用地域型保育に係る保育を必要としない子どもと、現に事業所を利用している保育を必要とする 3 歳未満の子どもの総数が、事業所の利用定員を超えないこと。第 3 項は、特別利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には、特別利用地域型保育を含むものとして、第 3 章の規定を適用することを定めております。

第 4 章は、雑則として、第 53 条において規則への委任規定を定めております。

附則として、第 1 条の施行期日は、法律の施行日とするものです。

第 2 条は、法附則第 6 条では、特定保育所である小さな保育所については、当分の間、施設型給付制度にかえて、委託費の支払いとする経過措置が規定されていることから、本町ではこれを受けて申請型給付に係る規定について必要な読みかえするものです。

第 3 条は、法附則第 9 条では、保育を必要としない子どもの施設型給付費の額については、幼稚園に係る現在の国、地方の費用負担状況や、都道府県間のばらつきを踏まえ、円滑な移行のために、当分の間、全国统一費用部分である義務的経費と、地方裁量部分である裁量的経費の合計額とする経過措置が規定されており、第 1 項では、特定教育・保育の施設について。次のページをお開き願います。第 2 項では、特定追加型保育事業者についての規定となります。

第 4 条は、利用定員に対する経過措置で、現在保育を行っている小規模保育事業者に移行のため、5 年間は小規模保育事業 C 型の利用定員を 6 人以上 15 人以下とするものです。

第 5 条は、特定地域型保育事業者の連携施設の確保についての経過措置を規定したものです。

次に、議案第 72 号 奥多摩町保育の必要性の認定基準に関する条例について、ご説明を申し上げます。

提案の理由ですが、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の施行に伴い、保育の必要性の認定基準に関する規定を整備する必要があるためでございます。

1 枚おめくり願います、題名につきましては、これまで、児童福祉法に基づき、保育に

欠ける児童に対して保育を実施するため、実施基準を定めておりましたが、子ども・子育て支援法の制定により、子どもの保護者が子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、町に対して、その子どもが教育、保育を受ける資格を有すること、及び該当する子どもの区分についての認定を受けなければならないことが規定されたことから、条例の制定に当たり、保育の必要性の認定基準に関する条例としたところです。

第1条は、趣旨として、根拠となる子ども・子育て支援法の条文に従い、基準を定めるものであることを規定しております。

第2条は、用語について法律に準拠することを規定するのです。

第3条は、保育の必要性として、小学校入学前の子どものうち、保育を必要とする3歳以上の子ども及び3歳未満の子どもについて、保育を必要とする事由について項目ごとに規定するもので、第13号において、前各号に定めるほか、これらに類する事由に当たると町長が認めた場合に、保育の必要性があることを規定するものです。

第4条は、保育の必要量の区分を規定するもので、第1号では、保育標準時間を1日当たり11時間と規定し、第2号では、保育短時間を1日当たり8時間と規定するものです。

次のページをお開き願います。第5条は、特定教育・保育施設において、利用定員を上回った場合の優先利用の基準を定めたもので、第1号から第8号までは、それぞれ記載の事由のいずれかに該当する場合に優先されることを規定し、第9号においては、前各号に定めるほか、これらに類する事由に当たると町長が認めた状態であるときに優先されることを規定しております。

第6条は、条例で定めるほか、規則に対して委任することを規定しております。

附則として、第1項は、これまでの条例と同様に、法律の施行日を施行期日としております。第2項では、これまで保育の実施について定めていた奥多摩町保育所保育実施条例を廃止する規定です。

以上で、議案第75号、議案第71号、及び議案第72号の説明を終了いたします。ご審議をいただきご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（前田 悦男君） 以上で、説明は終わりました。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって午後1時から再開いたします。

午後0時03分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（前田 悦男君） 午前中に引き続き、会議を開きます。

これより、上程された議案第70号からの質疑から行います。質疑はありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第70号の質疑を終結します。

次に、議案第71号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第71号の質疑を終結します。

次に、議案第72号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第72号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第70号から議案第72号までについて、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。

よって、これより採決します。日程第8 議案第70号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第70号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9 議案第71号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。

よって、議案第71号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10 議案第72号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。

よって、議案第 72 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 11 認定第 1 号 平成 25 年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第 12 認定第 2 号 平成 25 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 13 認定第 3 号 平成 25 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 14 認定第 4 号 平成 25 年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 15 認定第 5 号 平成 25 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 16 認定第 6 号 平成 25 年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 17 認定第 7 号 平成 25 年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 18 認定第 8 号 平成 25 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定について、以上 8 件を一括して議題とします。

これより、提案理由の説明を求めますが、日程第 19 報告第 2 号 平成 25 年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告について、日程第 20 報告第 3 号 平成 25 年度決算における奥多摩町資金不足比率の報告について、以上 2 件は関連がありますので、認定第 8 号の説明終了後、続けて報告をお願いいたします。会計管理者。

〔会計管理者 澤本 恒男君 登壇〕

○会計管理者（澤本 恒男君） 認定第 1 号から認定第 8 号までの、平成 25 年度一般会計歳入歳出決算を初めとする特別会計、企業会計の決算につきまして、地方自治法並びに地方公営企業法の規定に基づき、議会の認定に付すべく、その提案の説明を申し上げます。

なお、本件につきましては、議会運営委員長からの報告がありましたとおり、決算特別委員会を設置し審査を付託することになりましたので、一般会計、特別会計、企業会計の順に概要の説明を申し上げます。

初めに、認定第 1 号 平成 25 年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定について、説明申し上げます。

決算書の 3 ページをお開き願います。まず、歳入でございますが、歳入の収入済額の合計は、3 ページ、表の一番下の行にございます、61 億 6,315 万 1,482 円で、対前年度比 4,737 万 1,700 円、0.8%の増となりました。その主な要因は、国の補助金であります地域の元気臨時交付金等によりまして、国庫支出金の増額、また、土地開発基金の廃止によりまして繰入金の増額など、町税と出資金等は減額がございましたが、全体では前年度に比べて増額となりました。

また、収入未済額につきましては、町税ほか 1,794 万 3,941 円で、対前年度比 257 万 317

円、12.5%の減となりました。なお、地方税法第18条により、128万698円の不納欠損処分を行いました。詳細につきましては事務報告書の103ページをごらんいただきたいと思います。

次に、4ページからは歳出でございます。6ページをお開きください。歳出の、支出済額の合計は、6ページ、表の一番下の行にあります60億1,865万1,104円で、対前年度比3,334万525円、0.6%の増となりました。その主な要因は、衛生費、土木費、公債費等が減額となっているものの、鳩の巣荘建設を含みます商工費、2月の大雪に伴います災害復旧費、定住促進基金創設によります諸支出金等が増額となりました。

結果、歳入歳出差引残高は1億4,450万378円となりました。そのうち、3,537万6,120円が翌年度繰越額となります。繰り越す事業は名坂線林道開設事業でございます。なお、平成25年度に執行した個々の事業につきましては、事務報告書に詳細が載っておりますので、後ほどご参照をいただきたいと思います。

次に、129ページをお開きください。実質収支に関する調書でございますが、歳入歳出差引額の1億4,450万円から、翌年度へ繰り越すべき財源(2)繰越明許費繰越額の28万円を差し引いた額、1億4,422万円が実質収支額となりました。なお、130ページ以降の財産に関する調書につきましては、後ほどご参照をいただきたいと思います。

次に、認定第2号 平成25年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明申し上げます。奥多摩都民の森は、都民が自然に親しみ、林業の体験や野外レクリエーションを通して、森林、林業についての正しい理解を深めるとともに、地域の振興を図る目的で、平成5年7月にオープンした東京都の施設であります。平成18年度より指定管理者として運営を行っております。

決算書の1ページをお開き願います。歳入の収入済額の合計は6,867万4,254円で、対前年度比14万928円、0.2%の減となりました。2ページをごらんください。歳出の支出済額の合計は6,671万4,162円で、対前年度比112万7,566円、1.7%の減となりました。

次に、10ページの実質収支に関する調書をお開き願います。歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、歳入歳出差引額の196万92円が実質収支額となりました。

次に、認定第3号 平成25年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明申し上げます。山のふるさと村は、都民に奥多摩の豊かな自然に親しんでいただくために、レクリエーションの拠点となると同時に、自然への理解を深め、貴重な自然の保護と回復を図って、都民が一体となったふるさと理解を深め、貴重な

自然の保護と回復を願って、都民が一体となったふるさと意識を育てることを目的に、平成6年度に全面オープンした東京都の施設であります。平成18年度より指定管理者として運営を行っております。

決算書の13ページをお開き願います。歳入の収入済額の合計は1億6,244万9,691円で、対前年度比263万2,890円、1.6%の減となりました。14ページをごらんください。歳出の支出済額の合計は1億5,854万4,289円で、対前年度比468万5,906円、2.9%の減となりました。

次に、22ページの実質収支に関する調書をお開き願います。歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、歳入歳出差引額の390万5,402円が実質収支額となりました。

次に、認定第4号 平成25年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、説明申し上げます。国民健康保険事業は、平成20年度に後期高齢者医療制度が開始され、新制度への被保険者の移行がありましたが、本会計の運営は依然として厳しい状況にあるため、引き続き医療費の抑制に努めております。

決算書の1ページ、2ページをお開きください。歳入の収入済額の合計は、2ページの表の一番下の行にあります9億384万3,490円で、対前年度比1,902万2,105円、2.1%の増となりました。収入未済額は908万1,700円で、対前年度比158万5,600円、14.9%の減となり、地方税法第18条による不納欠損額は28万5,800円で、対前年度比2万600円、7.8%の増となりました。

次に、3ページ、4ページをお開きください。歳出の支出済額の合計は、4ページ、表の一番下の行にあります8億5,919万6,155円で、対前年度比3,855万5,179円、4.7%の増となりました。

次に、25ページの実質収支に関する調書をお開き願います。歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、歳入歳出差引額の4,464万7,337円が実質収支額となりました。なお、財産に関する調書につきましては、26ページをご参照いただきたいと思います。

次に、認定第5号 平成25年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、説明申し上げます。後期高齢者医療事業は、老人医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい制度とするため、老人保健制度にかわる新しい制度として、平成20年4月から施行されております。制度の円滑な運営を図るため、平成24年度に引き続き、低所得者に対する保険料の軽減が行われております。

決算書の29ページをお開き願います。歳入の収入済額の合計は1億9,232万6,157円で、対前年度比738万9,460円、3.7%の減となりました。収入未済額につきましては122万9,900円で、対前年度比64万2,800円、209.5%の増となりました。次に、30ページ、歳出でございますが、歳出の支出済額の合計は、1億8,742万8,741円で、対前年度比421万23円、2.2%の減となりました。

次に、39ページの実質収支に関する調書をお開き願います。歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、歳入歳出差引額489万7,416円が実質収支額となりました。

次に、認定第6号 平成25年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、説明申し上げます。介護保険事業は、平成24年度から平成26年度までの第5期事業計画において設定した保険料に基づく事業運営期間の2年目となります。

決算書の41ページ、42ページをお開き願います。歳入の収入済額の合計は、42ページ、表の一番下の行にあります8億168万897円で、対前年度比626万8,035円、0.8%の増となりました。収入未済額につきましては354万5,100円で、対前年度比96万8,500円、37.6%の増となりました。なお、不納欠損額は2万5,300円で、対前年度比3万2,500円、56.2%の減となりました。

次に、43ページ、44ページをお開きください。歳出の支出済額の合計は、44ページ、表の一番下の行にあります7億8,776万2,285円で、対前年度比1,167万6,340円、1.5%の増となりました。

次に、60ページの実質収支に関する調書をお開き願います。歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、歳入歳出差引額1,391万8,612円が実質収支額となりました。なお、財産に関する調書につきましては61ページをご参照いただきたいと思います。

次に、認定第7号 平成25年度、奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明申し上げます。平成11年7月全面供用開始となりました小河内処理区の平成26年3月末現在での水洗化率は99.6%。奥多摩処理区につきましては、同じく26年3月末現在での水洗化率は65.5%となりました。奥多摩町全体の普及率につきましては49.1%となりました。

決算書の1ページをお開きください。歳入の収入済額の合計は11億6,283万8,677円で、対前年度比9,577万6,792円、9.0%の増となりました。次に、2ページ、歳出でございますが、歳出の支出済額の合計は11億6,283万8,171円で、対前年度比9,577万8,659円、

9.0%の増となりました。この増額の主な要因は、奥多摩処理区管渠建設工事の増、及び公債費の増によるものでございます。

次に、13 ページの実質収支に関する調書をお開き願います。歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源がございませんので、歳入歳出差引額の 506 円が実質収支額となりました。

次に、認定第 8 号 平成 25 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定について、説明申し上げます。

決算書の 1 ページ、2 ページをお開きください。収益的収入及び支出でございますが、収入決算額は、2 ページ上段の表の一番上、4 億 8,537 万 2,019 円。支出決算額は、下段の表の一番上、4 億 6,124 万 3,277 円で、収支差引額 2,412 万 8,742 円が単年度収支として黒字となっております。医療費用に対する医療収益の割合は 67.6%で、前年度の 62.3%と比較し、5.3%の増となりました。

次に、3 ページ、4 ページをお開き願います。資本的収入及び支出でございますが、収入決算額は、4 ページ上段の表の一番上、1,442 万 8,000 円。支出決算額は、下段の表の一番上、3,366 万 9,970 円で、収支差引額は 1,924 万 1,970 円の不足となりました。この不足額につきましては、過年度損益勘定留保資金で補填をいたしました。この資本的支出は、気管支ビデオスコープ、患者輸送車両購入費などでございます。なお、業務内容等詳細につきましては、決算書の 21 ページ以降、また、事務報告書に詳しく記載してございますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上、認定第 1 号から認定第 8 号までの決算につきまして、提案の説明をさせていただきましたが、決算認定の意義につきましては、申し上げるまでもございませませんが、歳入歳出予算の執行結果を総合的に確認し、今後の予算編成や財政運営に生かしていくという大切な意義がございますので、慎重なご審議をいただきまして、ご認定を賜りますようお願い申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

○議長（前田 悦男君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 若菜 伸一君 登壇〕

○企画財政課長（若菜 伸一君） それでは、報告第 2 号 平成 25 年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告について、及び報告第 3 号 平成 25 年度決算における奥多摩町資金不足比率の報告についてのご説明をさせていただきます。

初めに、報告第 2 号 平成 25 年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告につきまして、ご説明をさせていただきます。本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律

第3条第1項の規定に基づき、ご報告するものでございます。

それでは、「平成25年度決算における奥多摩町健全化判断比率報告書」をごらんください。表の左から、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率となっております。それぞれの表の上段に記載されております、横棒のバーという記号と数字につきましては、平成25年度の決算後における当町の数値であります。

また、それぞれの表の下段に括弧で記載されている数値は早期健全化基準で、実質赤字比率は15%、連結実質赤字比率は20%、実質公債費比率は25%、将来負担比率は350%が基準とされ、4つの比率のうち1つでもこの基準を超えた場合には、直ちに早期健全化計画を策定し、議会の議決を受けなければならないとされております。

それでは、内容につきまして、順にご説明をさせていただきます。初めに、実質赤字比率でございますが、一般会計等における決算が黒字であったのか、あるいは赤字であったのかを示すもので、当町の場合は、一般会計及び一般会計に属します特別会計の都民の森特別会計、山のふるさと村特別会計における実質赤字額を、基準財政需要額で除した数値であらわします。なお、当町におけます平成25年度の標準財政規模は25億2,088万2,000円となっております。

また、実質赤字比率につきましては、表に横棒のバーという記載になっておりますが、これは一般会計を含む3会計の決算が黒字であったことを示すものでございます。内容につきましては、一般会計を含む3会計で1億5,008万6,000円を繰り越しておりますので、規則に従い計算をいたしますと、当町の実質赤字比率はマイナス5.95%となります。したがって、この表の上では、プラスの数字が赤字比率ということで記載をされることから、黒字は、規則によりまして横棒のバーという表記となります。

次に、連結実質赤字比率についてご説明をいたします。連結赤字比率につきましては、当町における全ての会計の決算状況が赤字であったのか、あるいは黒字であったのかを示すもので、一般会計、特別会計、公営企業会計を含め全8会計が対象となります。内容につきましては、一般会計を含む3会計の繰越金が1億5,008万6,000円、特別会計では、国民健康保険特別会計など3会計の繰越しが6,346万3,000円、公営企業会計では、病院事業会計及び下水道事業特別会計の剰余金が1億9,434万3,000円で、合計をいたしますと4億789万2,000円の黒字となっていることから、連結実質赤字額を標準財政規模で除した数値についてはマイナス16.18%となり、黒字の決算となっております。よって、この表の上では、実質赤字比率と同様、プラスの数字が赤字比率として記載をされることから、黒字は、規則によりまして横棒のバーという記載になります。

次に、実質公債費比率についてご説明をいたします。実質公債費比率は一般会計における公債費と、公営企業会計等の公債費の償還に充てられた一般会計からの繰出金との合計額等を、標準財政規模で除した数字であらわします。平成 25 年度決算における当町の実質公債費比率につきましては、表の上段に記載しておりますとおり 7.0%となります。実質公債費比率につきましては、平成 25 年度単年度では 5.8%でございますが、当該年度含め過去 3 カ年の単年度実質公債費比率の平均値であらわしますので、過去 3 カ年の平均が 7.0%ということで、これは昨年に比較をいたしまして 1.2 ポイント改善をしております。

次に、将来負担比率でございますが、将来負担比率とは、一般会計及び公営企業会計における地方債の残高や、職員の退職手当など、現時点におきまして将来的に支払いが見込まれる額から、基金などこれに充当可能な額を差し引いた総額を分子にいたしまして、標準財政規模から地方交付税に算入される公債費充当額を差し引いた総額を分母にいたしまして、算出をいたしました数値のことを言います。

この指標は、町に 1 年間に入る収入額と蓄えてある基金等の額が、将来支払っていかねばならない公債費等に対して、現在どのようなバランス状態にあるのかを判断するものでございます。

当町の平成 25 年度決算における将来負担比率につきましては、前年度 18.2%と比較をいたしまして、25.4 ポイント低下をいたしまして、初めてでございますが、マイナス 7.2%と大きく改善をしております。これは、ただいまご説明をいたしました実質公債費比率が低下をしていることにも反映をされておりますが、起債残高が年々減少してきていることが第一の要因でございます。

また、これに対しまして、平成 25 年度では基金積み立てを減債基金への 1 億 1,000 万円を初め、各種基金へ合計いたしますと、5 億 8,000 万円余り積み増しを行いまして、基金の総額を 34 億 614 万円まで伸ばせたことが第二の要因でございます。

これらのことが相まって、現在の充当可能基金と将来見込める収入の額で、将来の負担が賄える状態となったものでございます。よって、この表の上では、実質赤字比率や連結実質赤字比率と同様に、プラスの数字が比率として記載されることから、マイナスは、規則により横棒のバーという記載となっております。

以上で、報告第 2 号の説明を終わります。

続きまして、報告第 3 号 平成 25 年度決算における奥多摩町資金不足比率の報告についてをご説明させていただきます。本件は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき、ご報告をするものでございます。

それでは、「平成 25 年度決算における奥多摩町資金不足比率報告書」をごらんください。この表は、病院事業会計、下水道事業特別会計の順に記載をしてございますが、資金不足比率につきましては、公営企業会計における資金が不足をしているのか、あるいは足りているのかを判断する指標でございます。

資金不足比率の内容につきましては、それぞれの会計における流動資産から流動負債を差し引いた額がマイナスになりますと資金不足ということで、計算式により比率計算を行った上で、表の上段に数値を記載するところでございますが、プラスの場合は資金が足りているということでございますので、比率の計算は行わず、横棒のバーを記載するということになっております。

下段につきましては、20.0%と表記してあるものが、早期健全化判断基準でこの基準を超えた場合には、経営健全化計画を策定いたしまして、議会の議決を受けなければならないと決められております。当町における公営企業等 2 会計の平成 25 年度決算における流動資産から流動負債を差し引いた額は、病院事業会計がプラス 1 億 9,434 万 2,000 円、下水道事業特別会計がプラス 1,000 円と、いずれの会計も資金不足の状態にはなく、横棒のバーという表記となっております。

以上をもちまして、報告第 2 号及び報告第 3 号のご説明を終わります。

○議長（前田 悦男君） 以上で説明及び報告は終わりましたが、平成 25 年度の各会計決算、並びに平成 25 年度分の健全化判断比率、資金不足比率については、それぞれ監査委員の審査に付され、お手元にその審査意見書の写しが配付されております。

本日は、滝島代表監査委員にご出席をいただいておりますので、審査の経過、及び結果について、ご報告いただきたいと思っております。滝島代表監査委員、お願いいたします。

〔代表監査委員 滝島 勇一君 登壇〕

○代表監査委員（滝島 勇一君） 皆さん、こんにちは。ただいま決算審査報告並びに財政の健全化に関する審査報告のご指名をいただきました、代表監査委員の滝島勇一でございます。お時間をいただきまして、ご報告を申し上げたいと思っております。

まず、決算審査の結果について、ご報告申し上げます。このたび、地方自治法の規定により、審査の対象となりましたのは、平成 25 年度の奥多摩町における次の会計の歳入歳出決算で、一般会計、都民の森管理運営事業特別会計、山のふるさと村管理運営事業特別会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計の 7 会計でございます。また、地方公営企業法の規定により、審査の対象となりましたのは、同じく平成 25 年度の奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算でございます。

審査実施日は、平成 26 年 7 月 25 日、8 月 4 日、5 日、7 日の 4 日間で、審査実施者は、原島幸次監査委員と私、滝島でございます。

審査手順につきましては報告書に記載のとおりでございますが、平成 25 年度の全ての事務事業について決算審査を行い、各課長及び係長から、所管事務事業のうち、主たる事業の必要性、有効性につき意見聴取を行い、あわせて職員の担当者意識についてもヒアリングを行いました。

次に、審査結果ですが、平成 25 年度の奥多摩町における全 8 会計の決算書類は、関係法令に準じて作成されており、関係帳簿及び会計伝票並びに証票類とも照合の結果、決算の計数に誤りはなく、預金残高とも符合し、基金の運用状況及び予算の執行も、適正かつ正確であり、歳入、歳出とも妥当であったことを認めます。

次に、審査概要ですが、お手元の審査意見書、2 ページの（1）一般会計から、5 ページの（9）基金の状況までに、それぞれの会計における状況と内容について記載してございますので、恐れ入りますが、詳しい説明は割愛させていただきます。

また、個々の会計への審査意見につきましても、6 ページから 7 ページに記載してありますので、ご参照いただくこととし、総括的なことを申し上げ、審査意見の報告とさせていただきます。

お手元の審査意見書、7 ページに、総括として記載してありますので、ご参照いただきたいと思います。景気上昇への期待感、外国人観光客の増加、東京オリンピック開催決定等の外部要因と、町入り込み客の増加、新鳩の巣荘の完成、古里中学校跡地出現などの内部要因とが重なり、町の活性化に又とないチャンスが到来している。

定住化にしても観光にしても、その前段階として人の出入りが活発になることが必要である。しかし、イベントの繰り返しでは一過性になり勝ちで、町に定着することにつながらない。引っ越さなくても、週末奥多摩に来て、釣りや山歩き、畑を楽しみたいという人は決して少なくない。週末奥多摩人を増やすことから手がけてみてはどうだろうか。その際、受け入れ側のホスピタリティが重要である。警戒心が強い土地柄ではあるが、町外の人・物・金を取り込むためには必要不可欠な要素であり、部外者との交流の機会を増やし、根気よくなれて行くしかないであろう。

観光面では、先進国のスイスやオーストリアに学んではどうだろうか。長い観光立国の歴史を持つ国だけあって、とても洗練された多様なシステムを構築している。また、地元の人々からは強い郷土愛が感じられて、とても心地よい。彼らに学んで、確固たる理念のもとに観光条例を制定し、沢くんだり業者等の無秩序な参入をコントロールする必要がある。

自然環境の保護と維持には、強い意志と忍耐力・資金力を必要とし、短期的効率はよくないが、スマートな観光のあり方を学んで、長期的に手堅く賢く生きる方策を身に着けたいものである。

古里中学校跡地の再利用は町の将来を左右する重大な問題である。ITベンチャー・ロボット等の頭脳集約型産業の研究開発拠点などを誘致し、雇用の拡大につながればベストであろう。または、町内遠隔地住民の集団移転先かもしれない。いずれにしても長期的視点に立ち、焦点を絞り、散漫な利用形態にならないようにしなければならない。

最後に、税収の下落は懸念材料であるが、下水道、ごみ処理、斎場等の懸案事項が建設的かつ効果的に解決され、財政状態も比較的健全に推移していることは、町政運営努力のたまものであり、二月の豪雪に対する迅速かつ適切な対応とともに評価に値するが、少子高齢化、過疎化、在宅介護の強化、非効率広域行政、防災対策等の構造的難問に引き続き粘り強く取り組む姿勢を堅持してもらいたい。

次に、先ほど報告がなされましたが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により審査に付されました、平成25年度分の奥多摩町における健全化判断比率算定書類、及び資金不足比率算定書類に関する審査の結果について、ご報告申し上げます。

審査実施日は、平成26年8月21日で、審査実施者は原島委員と私でございます。

審査手順につきましては、報告書に記載のとおりでございます。

また、審査結果につきましては、算定基礎事項を記載した書類と総括表とを照合の結果、計数等は全て正しく、適正に書類が作成されていたものと認めます。なお、実質公債費比率は、負担適正化計画のもとでの取り組みの結果、前年度を下回り、抑制することができましたが、今後も継続して負担適正化に努める必要があります。

また、将来負担比率も地方債の減額、充当可能基金の増加等により、初めてマイナスとなり、町が将来負担すべき実質的な負債はない見込みとなりましたが、下水道事業の将来負担を考えると、引き続き堅実な財政運営がなされる必要があると考えます。

以上をもちまして、平成25年度の決算審査、並びに平成25年度分財政の健全化に関する審査結果につきましても、議会報告とさせていただきます。お時間をいただきまして、まことにありがとうございました。

○議長（前田 悦男君） 以上で、滝島代表監査委員の報告は終わりました。滝島委員、大変ご苦労さまでした。あわせて、議会選出委員の原島監査委員につきましても、ご苦労さまでした。

お諮りします。ただいま上程の認定第1号から認定第8号までについては、議長及び議

会選出監査委員である原島議員を除く、委員 10 名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定しました。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、午後 2 時から再開いたします。

ここで、決算特別委員会の委員長互選のため、休憩中に決算特別委員会の正副委員長の選出を行い、ご報告願います。

午後 1 時 46 分 休憩

午後 2 時 00 分 再開

○議長（前田 悦男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に正副委員長の選出が行われましたので、その結果を事務局長より報告させます。事務局長。

○事務局長（原島 肇君） 休憩中に決算特別委員会の正副委員長の選出が行われましたので、その結果を報告いたします。決算特別委員長に 3 番高橋邦男議員、同副委員長に 2 番宮野 亨議員、以上のとおり選出されました。報告を終わります。

○議長（前田 悦男君） 以上のとおり、決算特別委員会委員長は、3 番高橋邦男議員、副委員長は 2 番宮野 亨議員に決定しました。会期中に審査が終了するようお願いいたします。

次に、日程第 21 報告第 4 号 奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価（平成 25 年度分）の報告について、報告を求めます。教育課長。

〔教育課長 守屋 吉彦君 登壇〕

○教育課長（守屋 吉彦君） 報告第 4 号 奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価（平成 25 年度分）の報告について、ご説明をさせていただきます。この報告は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条第 1 項の規定により、奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を報告するものでございます。

報告書の1ページをお開きください。第1の点検及び評価の実施について、第2の点検及び評価の実施方針について、につきましては、この報告書を作成するに至った経緯、点検及び評価についての目的や実施方法につきまして記載しております。

3ページをお開きください。第3といたしまして、平成25年度におきます教育委員会の活動状況についての報告でございます。3ページから5ページまでは、毎月開催しております教育委員会定例会及び臨時会の会議内容を、6ページ、7ページにつきましては、学校行事、外部への視察等の活動内容につきまして掲載しております。

8ページをお開きください。第4といたしまして、教育委員会が平成25年度に取り組みました教育行政の基本となる教育目標、及びこの目標を達成するための5つの基本方針を掲載しております。

9ページをお開きください、第5といたしまして、第4で掲げました5つの基本方針に基づき取り組みました、教育施策としての23個の重点項目を、それぞれの基本方針ごとに掲載しております。

12ページお開きください。12ページから31ページまでは、町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価となります。第5で定めました23の重点項目ごとに、各分野で取り組みました具体的な事務事業について点検し、自己評価をしております。

評価につきましては、それぞれの施策、事務事業ごとに、点検結果といたしまして2ページの「別表」にございますように、二重丸が事務事業の取り組みが順調に行われているという記号、以下、丸はおおむね順調である、三角はやや順調でない、バツは順調でないという評価でございます。その点検結果の右側にそれぞれの事務事業についての取り組み概要等を記載しております。

12ページにお戻りください。この表では、基本方針1の重点項目1につきまして評価をしております。まず、道徳授業地区公開講座につきましては、点検結果といたしまして、順調に実施している。その下の2つの事業は、おおむね順調である。下段から2つ目の、特色ある学習への補助につきましては、順調に実施している。その次の、環境教育の推進につきましては、おおむね順調に実施している。という自己の点検結果であるということでございます。

それ以降、31ページまで、それぞれの基本方針で定める重点項目につきまして、その項目に沿って実施した事業につきまして同様に評価しておりますので、後ほどごらんいただければと思います。なお、今回の点検評価につきましては、平成25年度に実施した事業に

ついて、平成 25 年度末の状況で評価をしておりますので、今日現在の状況と相違しているものもあろうかと思いますが、ご理解をお願いいたします。

32 ページをごらんください。教育委員会は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条第 2 項の規定により、毎年その権限に属する事務の執行状況につきまして、みずから点検及び評価を行い、これを教育に関し学識経験を有する方の意見を聞くことが義務づけられており、その意見聴取の結果でございます。

今回は点検評価委員いたしまして、自治会連合会長の小峰陽一氏、主任児童委員の原島富子氏のお二人をお願いをいたしました。意見聴取をしている中で、教育委員会の事務事業の執行につきまして、さまざまなご意見を頂戴いたしました。

以上、平成 25 年度分の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の概要につきましてご報告いたしました。教育委員会ではこの報告書を図書館等の施設で公表し、住民皆様からも広くご意見をいただき、点検評価委員から頂戴したご意見とともに、これからの教育行政の適正な事務の管理と執行に生かしていきたいと考えております。

以上で、報告第 4 号 奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価（平成 25 年度分）の報告についての説明とさせていただきます。

○議長（前田 悦男君） 以上で報告は終わりました。

次に、日程第 22 議案第 73 号 鳩の巣荘備品購入契約について、を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

〔企画財政課長 若菜 伸一君 登壇〕

○企画財政課長（若菜 伸一君） 議案第 73 号 鳩の巣荘備品購入契約についてをご説明させていただきます。

提案の理由でございますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 16 号）第 3 条の規定により、予定価格が 700 万円を超えますので、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、鳩の巣荘備品購入でございます。

契約の方法は、指名競争入札により 3 回の入札を行いましたが、予定価格に達しなかったため、地方自治法施行令第 167 条の 2、第 1 項第 8 号の規定により、最低入札者と協議を行い、予定価格で随意契約といたしました。

契約の金額は 8,100 万円でございます。

契約の相手方は、東京都中野区本町二丁目 46 番 1 号、株式会社 J T B 商事、代表取締役

社長、菊田 薫氏です。

入札調書につきましては添付のとおりでございますので、ご参照をお願いいたします。

なお、本購入契約につきましては、去る8月27日に入札を執行しておりまして、現在、仮契約を結んでおります。本日議決をいただきますと、明日9月10日が本契約となり、納期につきましては平成27年3月27日を予定しております。

事業の概要につきましては、担当課長からご説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定をいただきますよう、お願いをいたします。

○議長（前田 悦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） それでは、ただいま上程の、議案第73号 鳩の巣荘備品購入契約の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の3枚目に仕様書を添付させていただきますので、ごらんください。仕様書に基づきましてご説明をさせていただきます。

初めに、購入件名でございますが、鳩の巣荘備品購入でございます。

次に、納入場所につきましては、東京都西多摩郡奥多摩町棚沢662番地、鳩の巣荘の住所地としております。

次に、納入期限でございますが、平成27年3月27日までとしております。

次に、納入概要でございますが、下段をごらんください。物品分類を5分類としまして、総物品種類数は237種類、物品の合計件数は2,154点でございます。分類別及び物品点数等の内訳につきましては、次に記載をしております。

初めに、物品分類1につきましては、既成家具備品でございまして、椅子、テーブル、ソファ、ベッド等、74種類・805点でございます。次に、物品分類2につきましては、情報機器備品でございまして、電話交換設備機器備品の1種類・1点でございます。次に、物品分類3につきましては、家電備品でございまして、地上波デジタルテレビ、浴室脱衣扇風機の2種類・29点でございます。次に、物品分類4につきましては、製作家具備品でございまして、照明付ベッドボード、ナイトテーブル、テレビ台等の78種類・447点でございます。最後に、物品分類5につきましては、テキスタイル備品でございまして、布団、枕、ベッドカバー、ベッドパット、カーテン等の82種類・872点でございます。

以上で、議案第73号 鳩の巣荘備品購入契約の概要についてのご説明を終わらせていただきますが、本備品類につきましては、鳩の巣荘の運営に当たり、客室、レストラン、浴室等、宿泊者のための必要なものでございます。また、運営につきましては、オープンを平成27年4月下旬とし、連休中にグランドオープンを行い、その後、夏休みには定員いっ

ばいでの運営ができるよう、現在進めているところでございます。ご審議の上、ご決定いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（前田 悦男君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第73号の質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、清水議員。

○11番（清水 典子君） 先日、鳩の巣荘の、まだ全部ではないにしても見せていただいて、本当に立派な建物で、何かでき上がるのが楽しみだなというふうに思ったんですが、今回この備品を購入されるに当たりまして、課長さんたちとかこの担当された方とかで物品を見て決められたんだと思うんですが、やっぱり物品というのは、いいのと悪いのと、だんだん、上中下があると思うんですけど、やっぱりしょっちゅう変えられるものではないので、テレビなんかを各部屋が何インチぐらいになっているものであるとか、入れてみたらこんなにちっちゃかったなんて、また買い直さないかというようなことのないように、やはり、この際だからちょっと大変でも、いい物を入れて長もちさせて、見映えのする物がいいなというふうに思っています。この中に全部写真が載ってるわけじゃないのでよくわからないんですが、この検討するときには、課長も含め、企画財政課長さんとか皆さんでお決めになったと思うんですが、その内容はどんなふうなものなのか教えていただきたいと思います。

○議長（前田 悦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 11番、清水議員のご質問にお答えをさせていただきます。まず、物品購入をするに当たっての、それまでの選定の経緯でございますけれども、指定管理者でございます奥多摩総合開発、それから担当係長、私、そして昨年度、運営のアドバイス契約をさせていただきましたJT B、それからエムアンドエム、こういった方々と月1回以上検討してまいりました。

そういった中で、コンセプトとも合わせて、そのコンセプトに合った物品を選んでいこうということで、穏やかでも落ちついて、簡素だけど温かい、良質な時間が過ごせる宿というようなことで、まずは落ちつきのある、また、付近が森林や溪谷といったことで、非常に自然豊かな場所でございますので、そういった中と整合がとれるような物というような考え方をしております。

こういった中で、色合い、それから形的なもの、そういったものを総合的に勘案しまして、最終的には奥多摩総合開発のほうから、こういったものをというような要望もいただいているところです。そういったことから、今回、備品購入に当たりましては、通常、よ

く同等品等というような購入の仕様書がつくことが一般的ではございますが、今回につきましては、コンセプトに合わせた色ですとか形ですとか、そういったものを全て選定をしているというようなことから、品物、それに指定をするという形で進めさせていただきます。

非常にいい物を選定しているというふうに思っておりますが、費用とその選定する物というものを勘案していきながら、極力、くつろげるスペースにつきましてはいい物というようなことを考え、導入をしたところです。

また、テレビの大きさについてですけれども、部屋が、大きさが2種類ございます。1つが41平米のもので、これは、2階、3階、そして4階に1室だけということになるんですが、こちらにつきましては、テレビの大きさを32インチということになっております。そして、4階にございます大きい部屋ですけれども、こちらにつきましては、41インチという少し大き目のテレビを入れるということで、この契約の中に入れさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（前田 悦男君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第73号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第73号について、討論を省略し、採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第22 議案第73号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第73号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第23 議案第74号 奥多摩処理区下水道管渠建設工事その32請負契約について、日程第24 議案第75号 奥多摩処理区下水道管渠建設工事その33請負契約について、以上2件を一括して議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

〔企画財政課長 若菜 伸一君 登壇〕

○企画財政課長（若菜 伸一君） 議案第 74 号 奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 32 請負契約について、及び議案第 75 号 奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 33 請負契約についての 2 件を一括してご説明をさせていただきます。

提案の理由につきましては、いずれも議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 16 号）第 2 条の規定により、予定価格が 5,000 万円を超えますので、議会の議決を求めるものでございます。

初めに、議案第 74 号についてご説明いたします。契約の目的は、奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 32 でございます。契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。契約の金額は 1 億 5,120 万円でございます。契約の相手方は、東京都西多摩郡奥多摩町日原 878 番地、大章建設有限公司、代表取締役、大野茂樹氏でございます。

次に、議案第 75 号についてご説明いたします。契約の目的は、奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 33 でございます。契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。契約の金額は 1 億 7,280 万円でございます。契約の相手方は、東京都西多摩郡奥多摩町小丹波 8 番地、朝日建設株式会社、代表取締役、柴田拓也氏でございます。

また、それぞれ議案書の次に入札調書を添付してございますので、ご参照いただきたいと思います。

この 2 件の請負契約につきましては、いずれも去る 8 月 27 日に入札を執行しております。現在、仮契約を結んでおります。本日議決をいただきますと、明日 9 月 10 日が本契約となります。なお、それぞれの工事概要につきましては、担当課長よりご説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定いただきますよう、お願いいたします。

○議長（前田 悦男君） 地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） それでは、議案第 74 号から議案第 75 号の工事概要につきまして、関連がありますので、一括でご説明させていただきます。

議案第 74 号の工事概要についてご説明いたします。2 ページ目をお開きください。工事件名は、奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 32 でございます。工事場所は、奥多摩町南氷川・栃久保・長畑地内となります。工期は、平成 27 年 3 月 13 日まででございます。工事概要につきましては、グライNDERポンプ 14 箇所、ほか記載のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。案内図でございます。

次のページをお願いいたします。配管系統図と位置図で、南氷川・栃久保地区となります。赤い線は国庫補助の路線で、青い線は町単独路線でございます。次のページも同様で、長畑地区となります。

次のページをお願いいたします。南氷川・栃久保地区のマンホールポンプ及びグラインダーポンプの配置位置図でございます。次のページをお願いいたします。次のページにつきましても同様で、長畑地区となります。

以上で、議案第 74 号の説明を終わります。

次に、議案第 75 号の 2 ページ目をお開きください。議案第 75 号の工事概要についてご説明いたします。工事件名は奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 33 でございます。工事場所は奥多摩町登計・海沢地内。登計地区全域及び消防署から弁天橋の間と海沢地区全域となります。工期は、平成 27 年 3 月 13 日でございます。

工事概要は、マンホールポンプ 4 箇所、グラインダーポンプ 7 箇所、ほか記載のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。案内図でございます。

次のページをお願いいたします。登計地区の配管系統図と位置図で、赤い線は国庫補助の路線で、青い線は町単独路線でございます。次のページも同様で、海沢地区となります。

次のページをお願いいたします。マンホールポンプ及びグラインダーポンプの配置位置図でございます。次のページも同様でございます。

以上で、議案第 75 号の説明を終わります。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いいたします。

○議長（前田 悦男君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 74 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 74 号の質疑を終結します。

次に、議案第 75 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 75 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 74 号及び議案第 75 号について、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 23 議案第 74 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第 74 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 24 議案第 75 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第 75 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 25 議案第 76 号 奥多摩町教育委員会委員の任命の同意を求めることについて、を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 井上 永一君 登壇〕

○総務課長（井上 永一君） 議案第 76 号 奥多摩町教育委員会委員の任命の同意を求めることについて、提案の説明を申し上げます。下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所でございますが、奥多摩町氷川 304 番地、氏名、小峰洋治、生年月日、昭和 18 年 9 月 29 日生まれでございます。

理由でございますが、教育委員会委員、小峰洋治氏が、平成 26 年 10 月 6 日をもって任期満了となりますので、その後任として、同小峰洋治氏を教育委員会委員として任命いたしたく、議会のご同意を求めるものでございます。

小峰洋治氏の学歴、職歴、経歴等につきましては、お手元の略歴書のとおりでございます。

小峰洋治氏は、平成 18 年 10 月 7 日から教育委員会委員を務められておりますが、この委員としての人格、識見ともに適任でございますので、引き続き任命いたしたく、議会のご同意をお願いするものでございます。ご審議をいただき、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。以上で説明といたします。

○議長（前田 悦男君） 以上で説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 76 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 76 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 76 号について、討論を省略し、採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。なお、採決は無記名投票により行います。

議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長(前田 悦男君) ただいまの出席議員は 11 名であります。

次に、開票立会人を指名します。会議規則第 30 条第 2 項の規定により、開票立会人に 3 番高橋邦男議員、4 番原島幸次議員を指名します。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議長(前田 悦男君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(前田 悦男君) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1 番から。あつ、ちょっとお待ちください。すみません。

日程第 25 議案第 76 号 小峰洋治君を奥多摩町教育委員会委員に任命することについて、これに同意することを可とする議員は賛成に、否とする議員は反対に丸印を表示の上、投票箱に投票願います。

それでは、1 番石田芳英議員から、順次投票願います。

(投票)

○議長(前田 悦男君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

続いて開票を行います。高橋邦男議員、原島幸次議員に立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長(前田 悦男君) それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 11 票。有効投票 11 票。有効投票中、賛成票 11 票、反対票 0 票。

以上のとおり、賛成が多数であります。よって、小峰洋治君を奥多摩町教育委員会委員に任命することについては、これを同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（前田 悦男君） 次に、日程第 26 陳情書の受付について、を議題とします。

陳情文書表を事務局長に朗読させます。事務局長。

○事務局長（原島 肇君） それでは、本日お配りした資料の一番最後についていると思います「請願書・陳情書の受付について」の表を朗読させていただきます。

議請願第 1 号 平成 26 年 9 月 9 日、奥多摩町議会議員殿。

奥多摩町議会議長、前田悦男。

請願書・陳情書の受付について。

議会に提出された陳情 3 件について、下記のとおり受け付けたので報告する。

奥多摩町議会第 3 回定例会。

請願・陳情文書表。

番号、受付年月日、件名、請願・陳情人・紹介議員の氏名。

陳情第 1 号、受付年月日、平成 26 年 8 月 13 日、件名、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書、陳情人の住所氏名、新宿区下落合 3 の 14 の 26 の 1001、東京肝臓友の会 理事長 赤塚 堯ほか 3 名。

陳情第 2 号、受付年月日、平成 26 年 8 月 21 日、件名、手話言語法制定を求める意見書提出についての陳情書、陳情人の住所氏名、渋谷区東 1 の 23 の 3、公益社団法人東京聴覚障害者総合支援機構・東京都聴覚障害者連盟 会長 栗野達人。

陳情第 3 号、受付年月日、平成 26 年 8 月 25 日、件名、「労働者保護ルールの見直しに関する意見書」の提出に関する陳情書、陳情人の住所氏名、あきる野市湊上 50、日本労働組合総連合会 東京都連合会 三多摩地域ブロック地協・西多摩地区協議会 議長 尾賀要仁。

以上です。

○議長（前田 悦男君） 以上で朗読は終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっております陳情第 1 号及び陳情第 2 号並びに陳情第 3 号については、会議規則第 37 条の規定により、所管の常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第1号及び陳情第2号については所管の経済厚生常任委員会に、陳情第3号については所管の総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。今会期中に審査を終了するよう、お願いいたします。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。次の本会議の予定は9月11日となっておりますので、明日9月10日は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、明日9月10日は休会とすることに決定しました。なお、本会議2日目は9月11日午前10時より開議しますので、ご承知おきください。

本日はこれにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後2時43分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員